

盛岡市地域福祉計画(案)

平成 17 年 1 月
盛 岡 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口構造等	5
2 地域福祉を支える各種団体等	20
3 地域福祉計画の推進にあたっての課題	27

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念	35
2 基本目標	35
3 施策の体系	36

第2部 各論

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1 福祉教育の推進	37
2 生活環境の整備	37
3 人材・事業の育成	38

第2章	福祉サービスが利用しやすいまち	
1	福祉サービスの基盤整備	41
2	サービス利用を支援するシステムの構築	42
3	情報提供体制の整備	44
第3章	みんなが地域活動に参加するまち	
1	ボランティア・NPO・事業者との協働	45
2	地域活動の推進	46
第4章	計画の推進	
1	市民、事業者、行政の協働による計画の推進	49
2	社会福祉協議会との連携による計画の推進	50
3	計画の評価	50

資料編

1	市民アンケート調査結果	
2	策定懇談会委員名簿	
3	関係条文（社会福祉法）	
4	用語解説	

第 1 部
總 論

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、我が国は社会経済状況の変化や少子高齢化が急速に進み、かつての家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容し、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等が新たな社会問題となっています。

国は、このような社会環境の変化を踏まえ、社会福祉基礎構造改革のため、社会保障に関するさまざまな制度改正を行い、平成12年度には介護保険制度が創設されました。また、平成12年6月には、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部改正する等の法律」により福祉サービスの措置制度から利用者がサービスを選択する支援費制度に変更されました。社会福祉事業法も一部改正され、名称も社会福祉法に変更されました。

改正された社会福祉法において、今後の社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」（第4条）を掲げ、地域福祉を推進する主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者」と定めています。また、地域福祉の推進の目的を、だれもが地域社会を構成する一員として生活できるとともに、あらゆる分野の活動に参加できるようにすることとしています。

さらに、平成15年度以降、市町村は、地域福祉を地域住民や関係者の参加による相互協力のもとに推進する「地域福祉計画」（第107条）を策定することが定められました。

本市においては、これまで高齢者、障害者、児童、健康などの部門ごとに計画を策定し、関連事業を計画的に推進することにより一定の成果を上げてきました。しかしながら、新たな社会問題への対応も含め、複雑・多様化する市民の需要に的確に対応するためには、地域という同じ生活環境の中での福祉が一体となった総合的な施策の展開（地域福祉の推進）が必要となります。

また、その具体的推進に際しては、多様な主体の参入を念頭に置きつつ、これらニーズの正確な把握や利用者の権利の保障、総合的な地域ケアシステムなどを目指し、住民や事業者及び関係機関、団体等へ働きかけるとともに、限りある資源の有効活用策、不足している資源、サービスの創出などについても調整を図っていくことが必要となっています。

これらのことを踏まえながら、地域福祉をより一層推進するため、「盛岡市地域福祉計画」を策定するものです。

【社会福祉法から抜粋】

【地域福祉の推進】

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の目的

すべての市民が、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成が求められています。

この「盛岡市地域福祉計画」は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者(社会福祉を目的とする事業を営業者)、行政の協働のもとに、自助、共助、公助、があいまって、いきいきとして安心して暮らせる、人と人が支え合う地域福祉社会を実現することを目的として策定するものです。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

平成 17 年度を初年度とする盛岡市基本構想における地域福祉分野「ふれあいが広がる地域福祉の実現」を推進するための基本計画としての性格を持ちます。

また、社会福祉法第 107 条(平成 15 年 4 月 1 日施行)に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

(2) 他の個別計画との関係

本市には、「盛岡市障害者計画」、「盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」、「もりおか健康21プラン」など、障害者、高齢者、児童といった対象ごとの施策に関する個別の計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画に基づいて推進していきます。一方、本地域福祉計画はこれらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念とします。

また、盛岡市社会福祉協議会が策定予定の「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

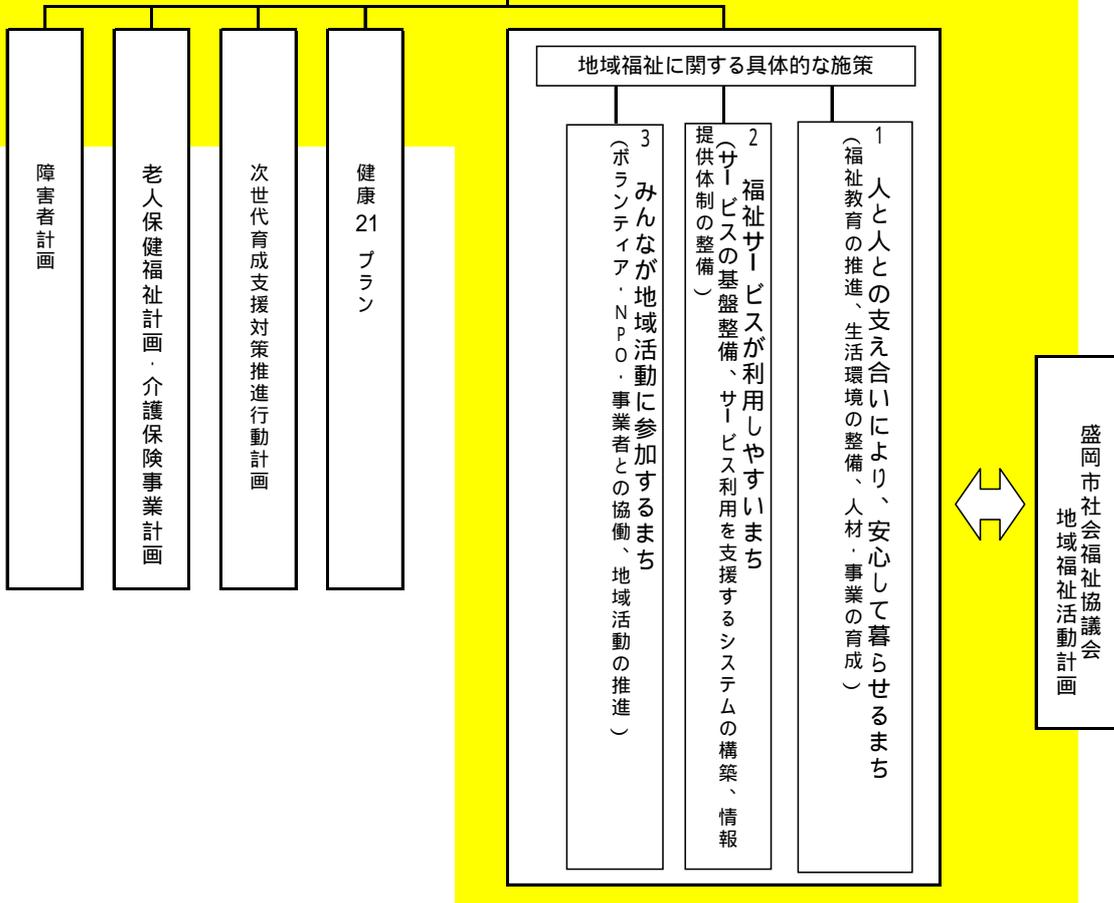
盛岡市基本構想

施策の柱：いきいきとして安心できる暮らし
施 策：ふれあいが広がる地域福祉の実現

盛岡市地域福祉計画

ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

基本目標 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち
福祉サービスが利用しやすいまち
みんなが地域活動に参加するまち



4 計画の期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの10カ年計画とし、中間年度（平成 21 年度）に見直しを行います。

第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口構造等

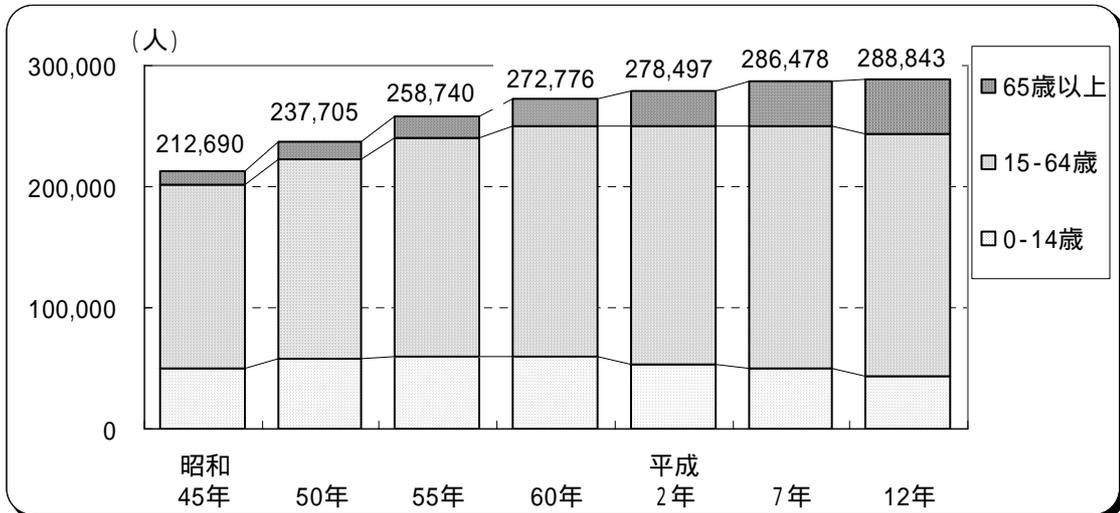
(1) 盛岡市の人口の推移

人口の推移

昭和45年から平成12年までの人口推移を見ると増加の傾向が続いています。しかし、最も増加数が多かった昭和45年から昭和50年の増加数25,015人と平成7年から平成12年の増加数の2,365人とを比較すると人口増加数が大幅に少なくなってきました。

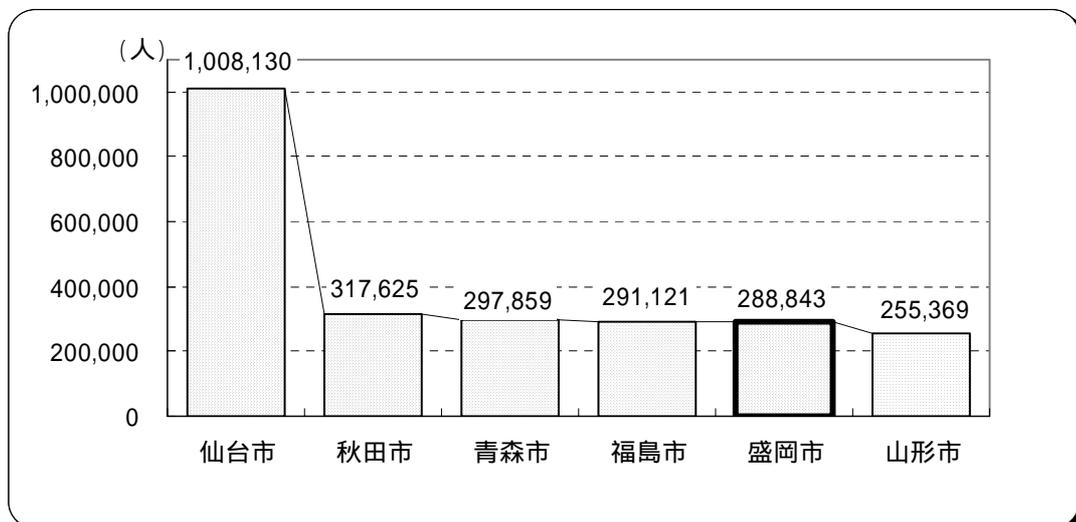
また、総人口の年齢3区分の割合を見ると昭和60年までは0～14歳の児童の割合は20%以上で65歳以上の高齢者の割合は10%以下でしたが、平成12年には高齢者の割合が0～14歳の児童の割合を上回り、少子高齢化が進行しています。

総人口の推移



資料: 国勢調査

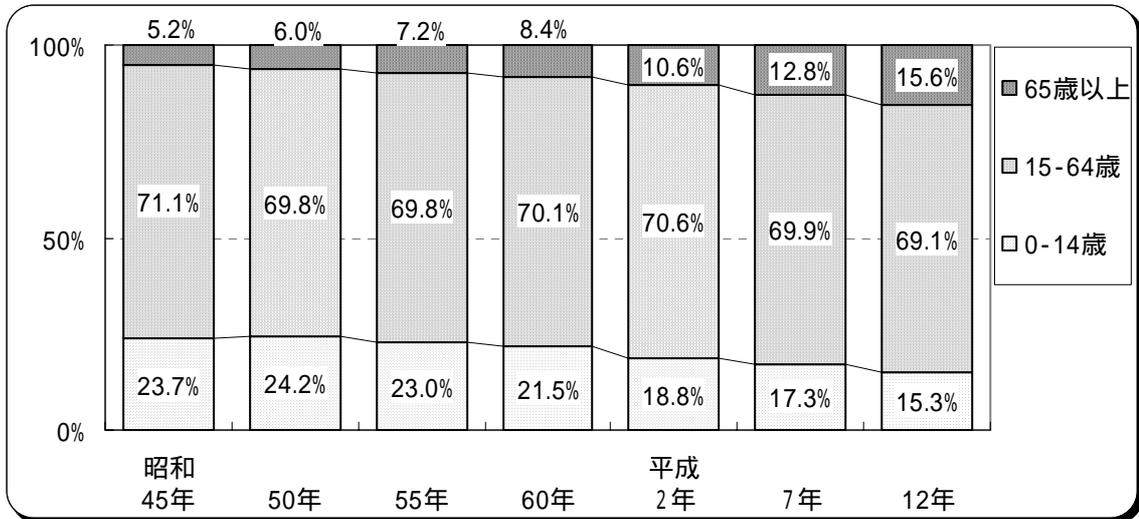
県庁所在都市との比較



資料: 平成12年国勢調査

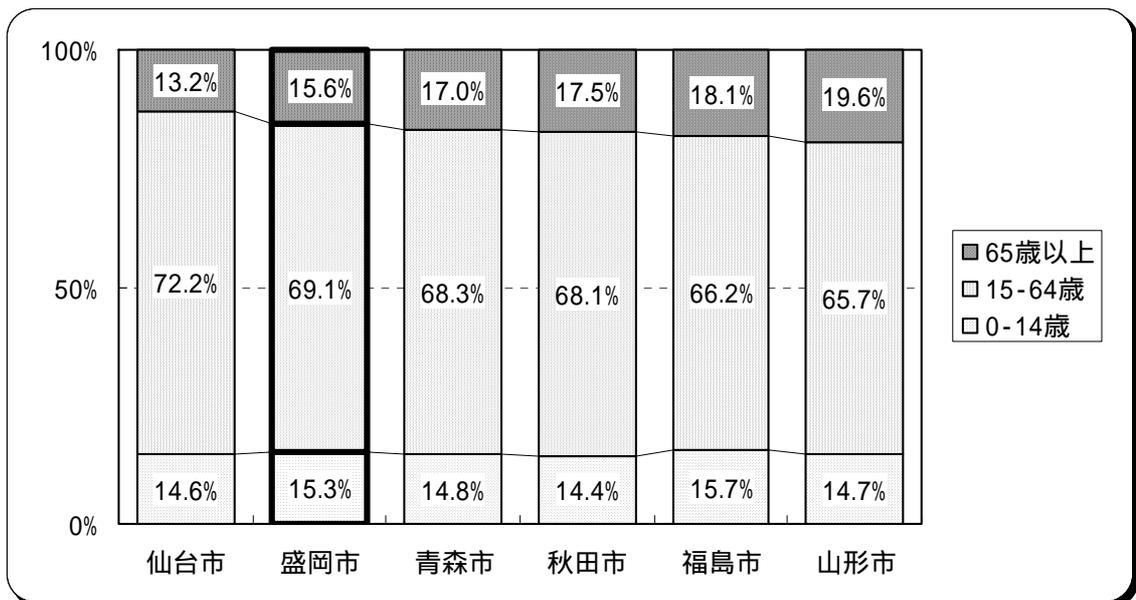
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

総人口の構成割合の推移(盛岡市)



資料:国勢調査

県庁所在都市の総人口の構成割合の比較



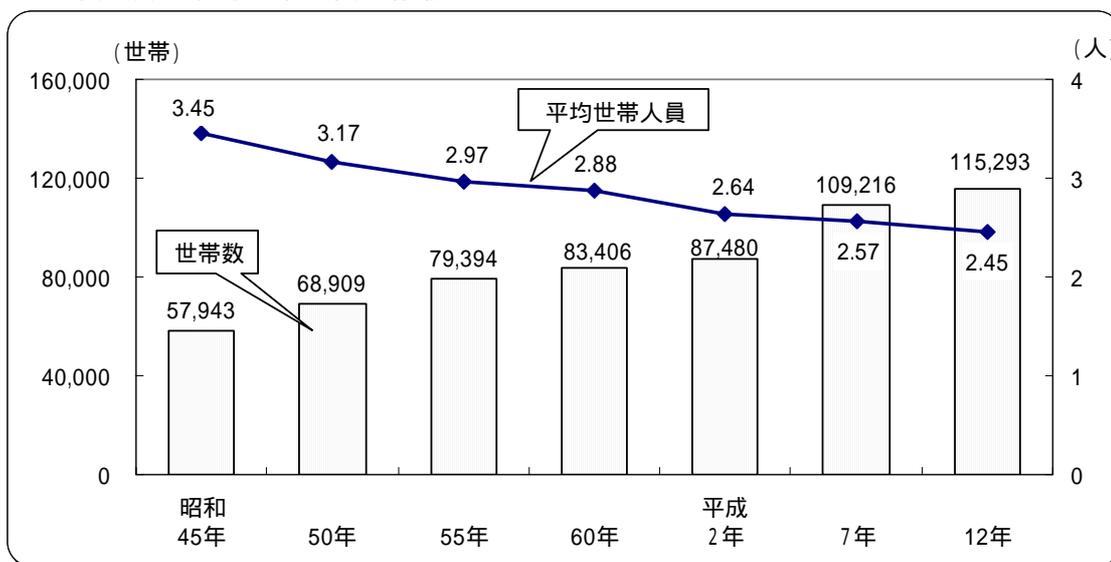
資料:平成12年国勢調査

(2) 世帯構造の状況

世帯数及び平均世帯人員の推移

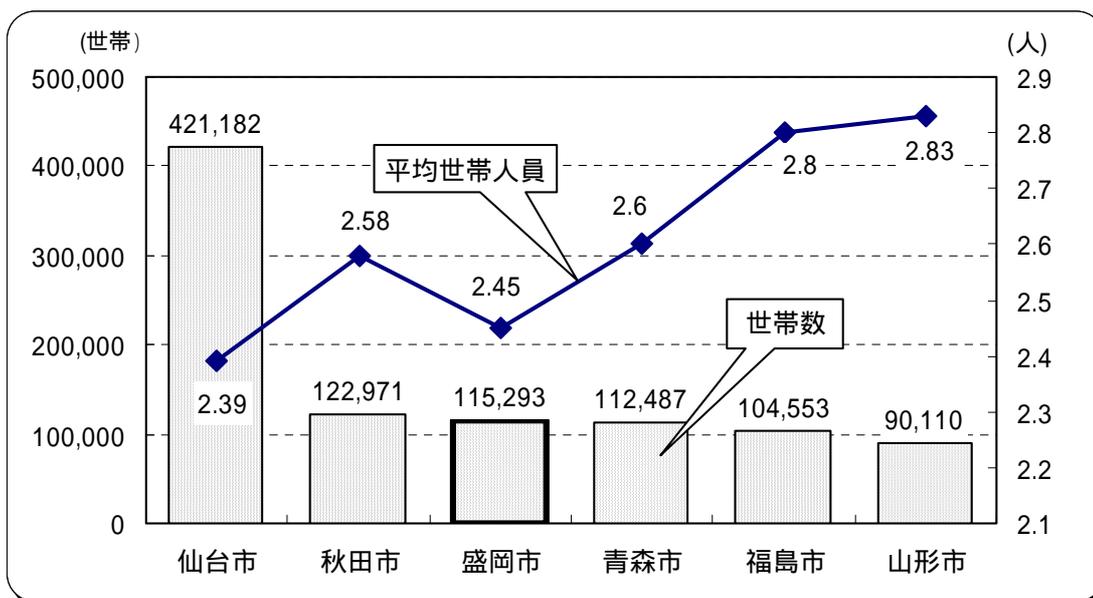
世帯数は年々増加を続けていますが、平均世帯人員は、昭和45年に3.45人でしたが昭和45年以降は減少が続いており、平成12年には2.45人と昭和45年と比較して1人の減少となっています。一般世帯の家族類型別割合の推移と平均世帯人員を比較して見ると単独世帯や夫婦のみの世帯の増加が平均世帯人員の減少原因と考えられます。

世帯数及び平均世帯人員の推移



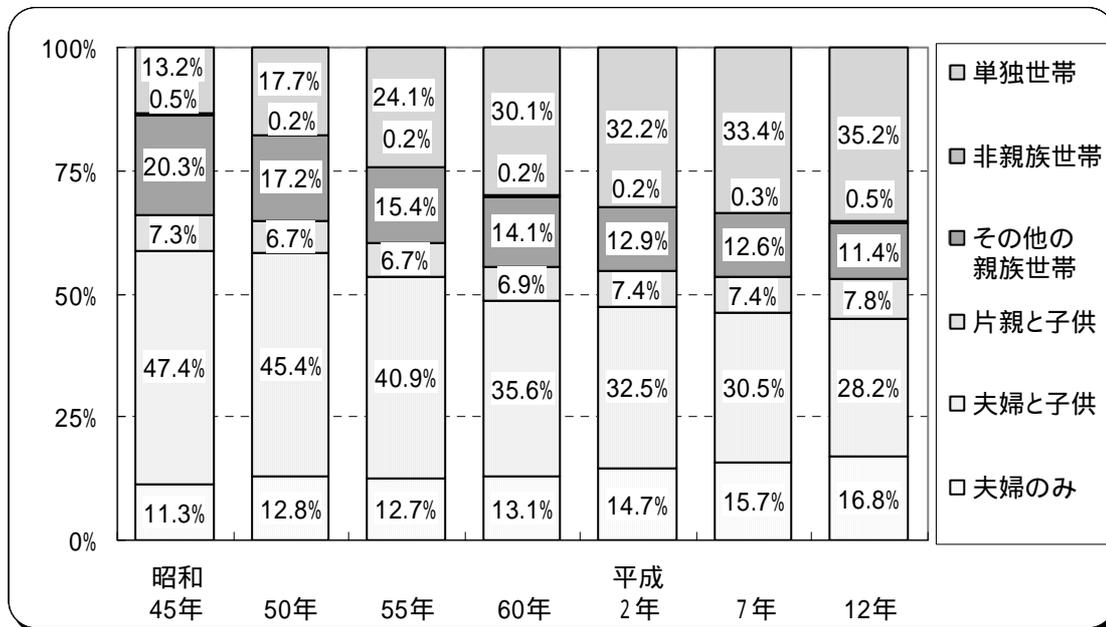
資料: 国勢調査

県庁所在都市との比較



資料: 平成12年国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移

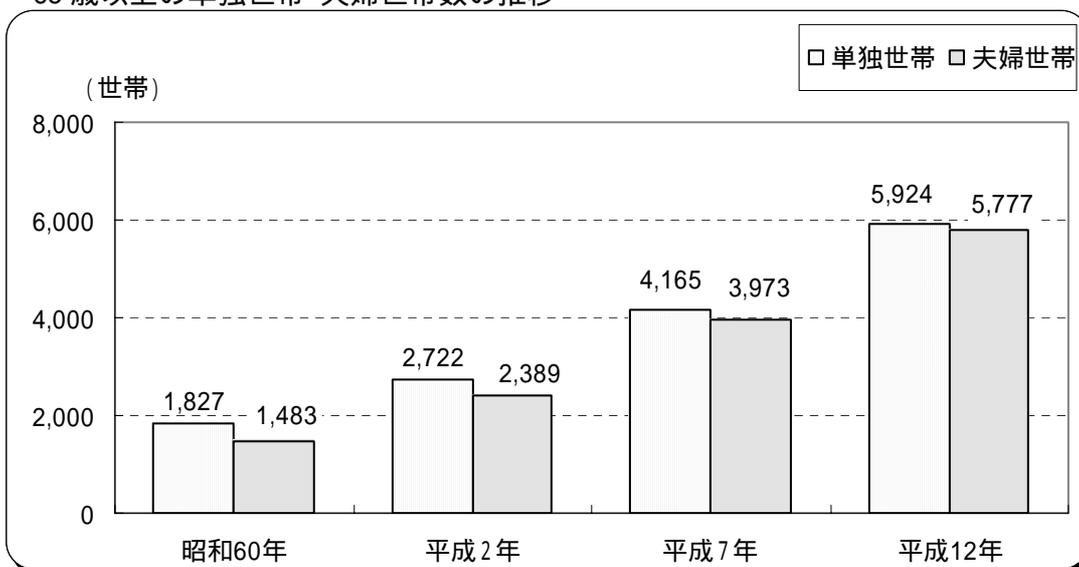


資料: 国勢調査

65歳以上の単独世帯・夫婦世帯数の推移

65歳以上の単独世帯推移を見ると昭和60年から平成2年、平成2年から平成7年は約1.5倍、平成7年から平成12年は1.4倍と増加しています。また、65歳以上夫婦世帯も同様に昭和60年から平成2年、平成2年から平成7年は約1.6倍、平成7年から平成12年は1.4倍と増加しています。

65歳以上の単独世帯・夫婦世帯数の推移



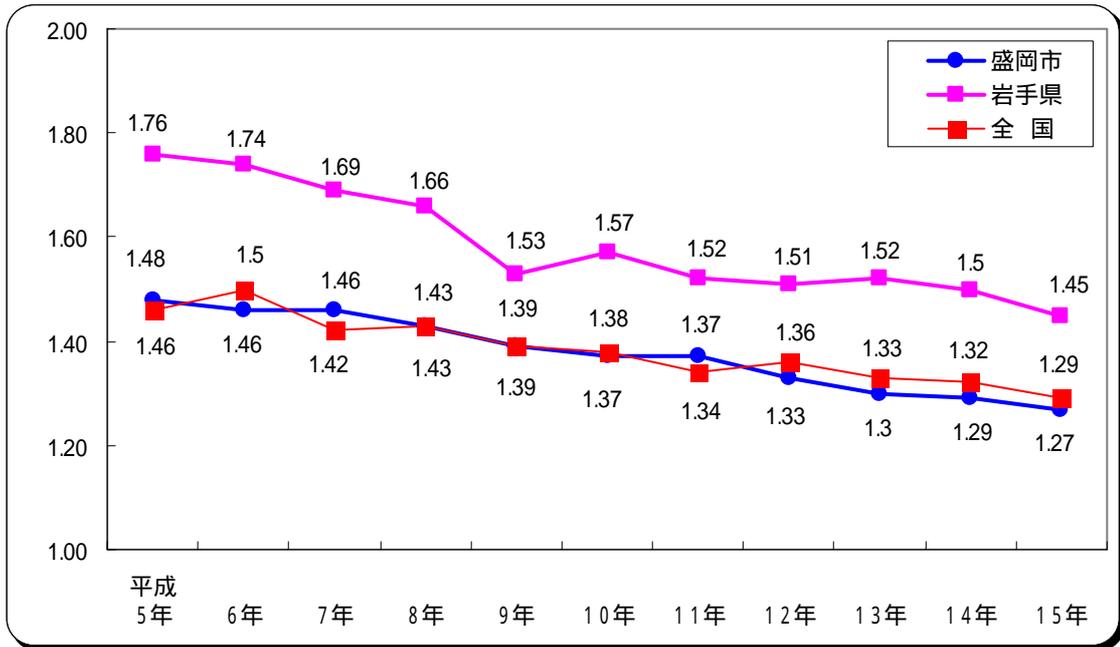
資料: 国勢調査

(3) 少子高齢化の状況

合計特殊出生率の推移

ひとりの女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率を見ると、本市は岩手県平均の出生率を常に下回り、ほぼ全国平均と同じ割合で推移していましたが、平成11年以降は全国平均を下回って推移しており、人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移



資料：県「保健福祉年報」、厚生労働省

【合計特殊出生率】

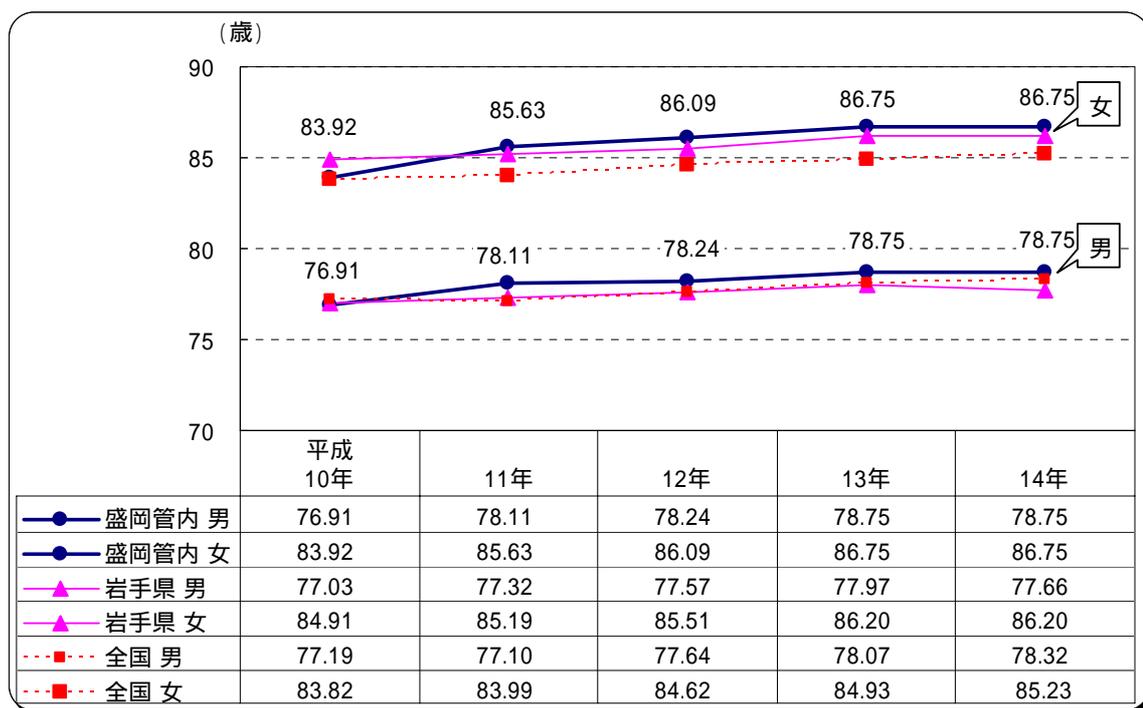
15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、ひとりの女性が生涯に生む子どもの数を表します。

平均寿命の推移

盛岡管内の男性の平均寿命は、平成10年では全国平均及び岩手県平均を下回っていましたが、平成11年以降は全国平均及び岩手県平均を上回っています。

女性の平均寿命は、平成10年では全国平均を上回っているものの岩手県平均を下回っていましたが、平成11年以降は全国平均及び岩手県平均を上回っており、全国平均と比較すると1歳以上も上回っています。

平均寿命の推移



資料：盛岡保健所

盛岡管内：盛岡市、岩手郡(雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、安代町、滝沢村、松尾村、玉山村)
紫波郡(紫波町、矢巾町)

(4) 保健福祉対象者の状況

高齢者の状況

我が国では、他の先進国に例を見ない早さで高齢化が進み、高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇し続け、平成26年には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来するものと見込まれています。

こうした中、本市における高齢化率は、平成9年の住民基本台帳では13.6%でしたが平成15年の住民基本台帳では16.9%に達しています。

平成9年と平成15年の前期高齢者と後期高齢者の増加数を比較すると前期高齢者は3,708人の増加でしたが後期高齢者は5,938人と後期高齢者の増加が多くなっています。

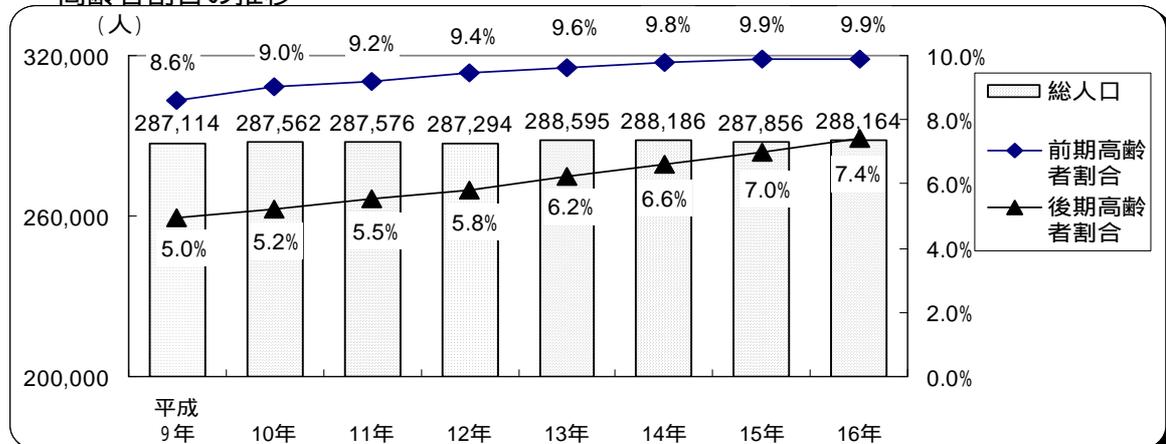
市では、増加している高齢者の福祉に関する多様な相談に的確に応じるため、老人福祉相談員を配置しているほか、在宅介護支援センターとのオンライン化などにより、迅速なサービス提供に努めています。また、在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護サービスを提供し、高齢者等の自立と生活の質の向上に努めています。高齢者の生きがいづくりとして老人クラブへ補助金の交付を行い、スポーツ活動、教養・文化・創作活動の推進を図っています。

高齢者数の推移(単位:人)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総人口	287,114	287,562	287,576	287,294	288,595	288,186	287,856	288,164
前期高齢者	24,714	25,945	26,470	27,109	27,719	28,162	28,422	28,575
後期高齢者	14,229	14,983	15,855	16,615	17,942	18,996	20,167	21,357
高齢者	38,943	40,928	42,325	43,724	45,661	47,158	48,589	49,932

資料:盛岡市(各年6月1日現在)

高齢者割合の推移



資料:盛岡市(各年6月1日現在)

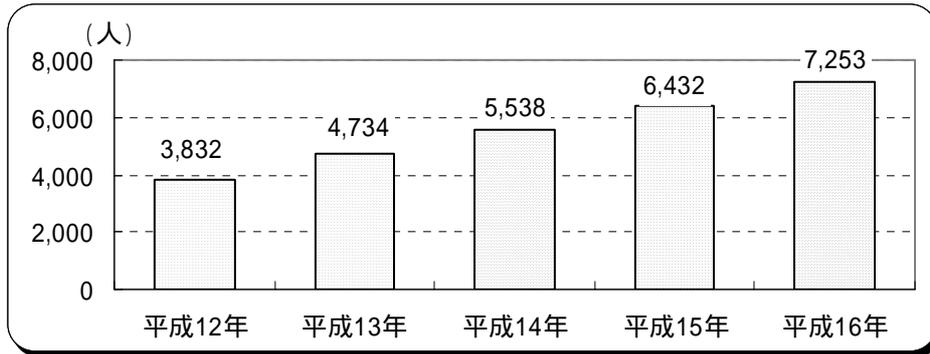
前期高齢者(65歳以上75歳未満)

後期高齢者(75歳以上)

介護保険制度

介護保険制度は、平成12年4月にスタートしましたが、制度発足後4年を経過して利用者が急増しています。介護保険の要介護認定者は、制度開始の平成12年4月に3,832人でしたが、保険制度の認識が広まるに従って増加し、平成16年で約1.89倍の7,253人となり、このうち5,481人が実際に保険金給付を受けています。

介護認定者数の推移(各年4月末現在)



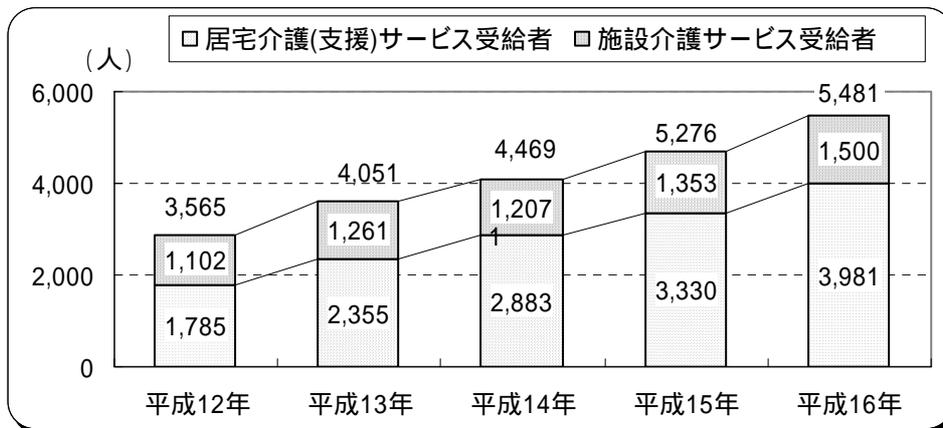
資料:盛岡市

平成16年4月末現在の介護保険認定状況(単位:人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	666	2,376	1,167	904	1,001	875	6,989
65歳以上75歳未満	117	421	200	155	156	139	1,188
75歳以上	549	1,955	967	749	845	736	5,801
第2号被保険者	9	69	59	39	43	45	264
総数	675	2,445	1,226	943	1,044	920	7,253
構成比	9.3%	33.7%	16.9%	13.0%	14.4%	12.7%	100.0%

資料:盛岡市

介護保険サービス受給者(各年4月末現在)



資料:盛岡市

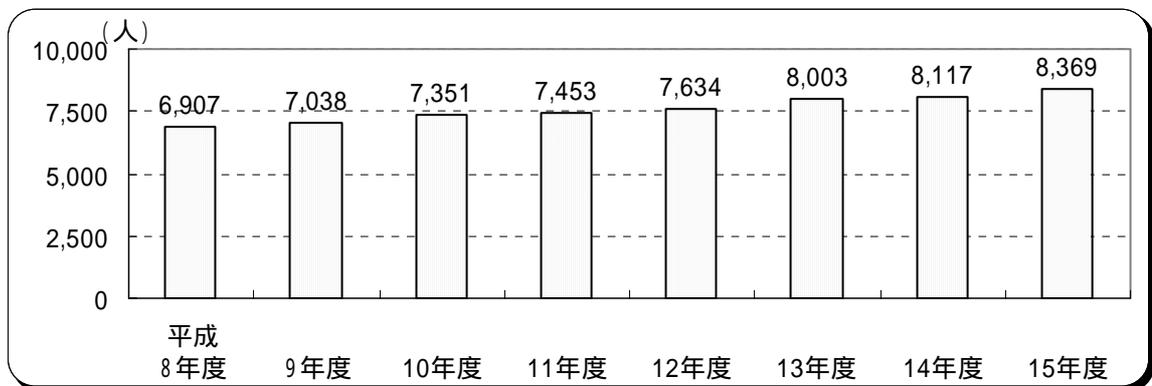
障害者福祉

身体障害者

平成15年度の身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）は8,369人で、7年前の平成8年に比べて1.21倍、1,462人の増加となっています。また、障害の種類別の推移を見ると内部障害の増加割合が高くなっています。

市では、身体障害者福祉法の規定に基づき更生相談、手帳の交付、更生医療・補装具や日常生活用具の給付、福祉電話の貸与、ホームヘルパーの派遣事業などを行っています。また、在宅障害者福祉の充実のため、点字広報の発刊や障害者住宅整備資金貸付や障害者住宅改造費助成を行っているほかデイサービス事業も実施しています。

身体障害者手帳交付者数の推移



資料:盛岡市

身体障害者の種類別推移(単位:人)

	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	平成8年 平成15年 増加率
肢体不自由	4,089	4,204	4,328	4,397	4,492	4,679	4,720	4,807	117.6%
内部障害	1,324	1,324	1,524	1,589	1,645	1,812	1,912	2,046	154.5%
視覚障害	743	743	741	722	727	734	709	704	94.8%
聴覚平衡機能障害	673	685	671	659	688	692	693	713	105.9%
音声,言語機能障害	78	82	87	86	82	86	83	99	126.9%
計	6,907	7,038	7,351	7,453	7,634	8,003	8,117	8,369	121.2%

資料:盛岡市

身体障害者居宅生活支援費の状況

区分	平成16年2月末日現在支給決定者数(人)	実利用者数(人)	居宅生活支援費支払額(円)
居宅介護	101	71	53,906,310
デイサービス	202	164	35,607,600
短期入所	45	12	1,891,730

資料:盛岡市

身体障害者施設訓練等支援費の状況

区分	平成16年2月末現在支給決定者数(人)					施設訓練等支援費支払額(円)
	更生施設(入所)	更生施設(通所)	療護施設(入所)	授産施設(入所)	授産施設(通所)	
更生施設等	5	1	58	36	37	369,782,100

資料:盛岡市

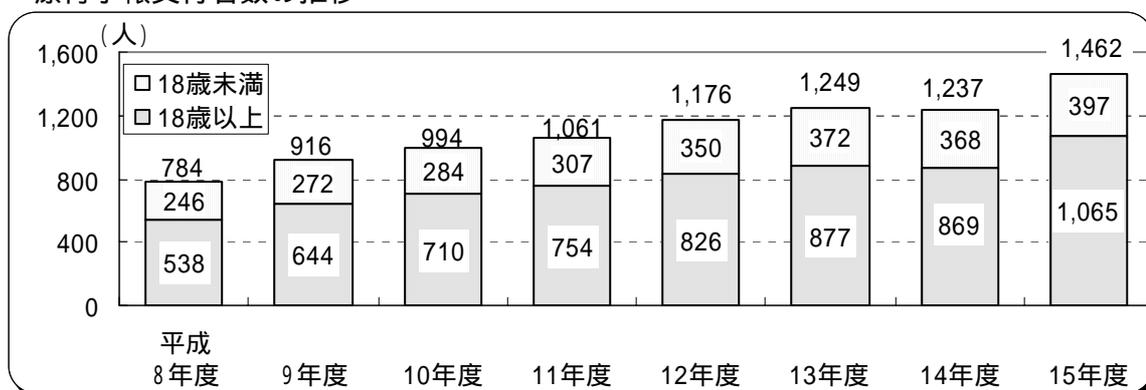
知的障害者

平成15年度における療育手帳所持者数は1,462人で、7年前の平成8年度に比べて1.86倍、678人の増加となっています。

18歳未満と18歳以上の年齢別交付状況を平成8年度から平成15年度の伸び率で比較すると18歳未満の1.6倍の伸びに対して、18歳以上は1.98倍と18歳以上の交付数が伸びています。

市では、知的障害者相談員及び心身障害児ホームヘルパーによる日常の相談指導や介護をはじめ、重度障害者(児)に対する医療費や日常生活用具の給付、特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給を実施しているほか、心身障害者福祉作業所に対して運営費を助成して在宅援護の増進を図るとともに、知的障害者施設を利用する場合に支援を行っています。

療育手帳交付者数の推移



資料:盛岡市

療育手帳交付者の伸び率(単位:人)

	平成8年度	15年度	平成8年 平成15年 増加率
18歳以上	538	1,065	198.0%
18歳未満	246	397	161.4%
計	784	1,462	186.5%

資料:盛岡市

知的障害者・障害児居宅生活支援費の状況

区 分		平成16年2月末日現在 支給決定者数(人)	実利用者数(人)	居宅生活支援費 支払額(円)
知的障害者	居 宅 介 護	37	21	1,969,740
	デ イ サ ー ビ ス	41	21	4,666,530
	短 期 入 所	181	79	17,882,800
障 害 児	居 宅 介 護	2	2	864,110
	デ イ サ ー ビ ス	73	63	14,333,540
	短 期 入 所	179	96	10,253,450

資料:盛岡市

施設訓練等支援費利用状況

種 別	更生施設		授産施設		支援費支払額 (円)
	入所	通所(通所 部を含む)	入所	通所	
平成16年2月末日現在 支給決定者数(人)	167	62	10	121	820,600,700

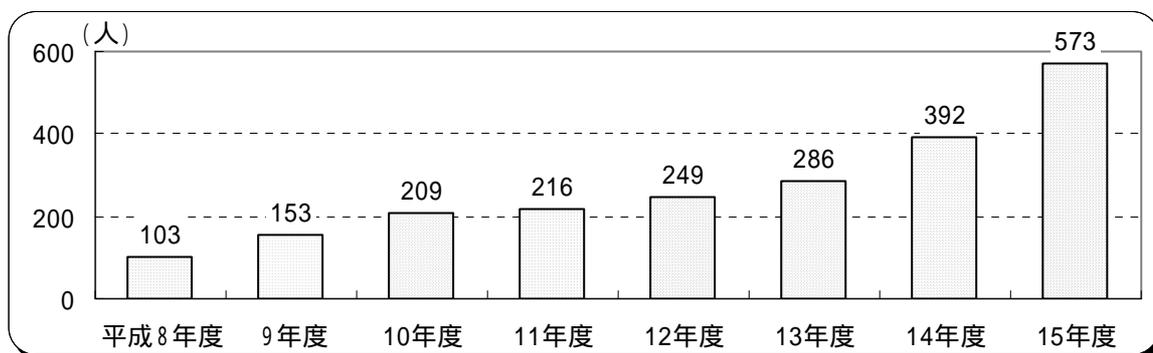
資料:盛岡市

精神障害者

平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳の交付をしており、平成15年度で573人が手帳を所持しています。なお、平成14年4月1日から手帳の申請手続は、市町村で行うことになりました。

市では、精神保健事業として小規模作業所運営費補助、精神障害者地区家族会運営費補助、精神障害者地域生活援助事業補助、授産施設等通所交通費助成を行っています。また、県関係機関と連携し精神保健活動への参加やホームヘルプサービスを通して、精神障害者の生活支援・社会復帰支援などのサービスを提供しています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料:盛岡市

精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳を持っていない人もあることから、精神障害者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は異なります。

病名別精神障害者数(単位:人)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
統合失調症	1,436	1,499	1,590	1,642	1,821	2,024
そううつ病	269	307	350	391	597	957
脳器質性精神障害 (痴呆性疾患他)	121	140	176	184	132	184
中毒性精神障害 (アルコール中毒疾患他)	259	265	294	308	325	332
その他の精神病 (人格,心理発達障害)	98	90	88	85	46	27
精神薄弱(知的障害)	91	91	93	91	93	100
精神病質 (生理的,身体的行動障害)	11	10	10	10	11	26
精神神経症 (神経症性,ストレス性障害)	231	258	283	304	411	278
てんかん	280	305	321	377	402	442
その他	228	250	271	294	164	126
計	3,024	3,215	3,476	3,686	4,002	4,496

-
資料:盛岡保健所

児童福祉

少子化の傾向により5歳以下の児童数が減少していますが、市内の幼稚園入園児童数は減少傾向となっており、逆に保育園の入園児童数は、増加傾向となっています。

また、児童センターの利用児童数も増加傾向にあります。これは、核家族化が進む中で、共働き世帯が増えていることが考えられます。

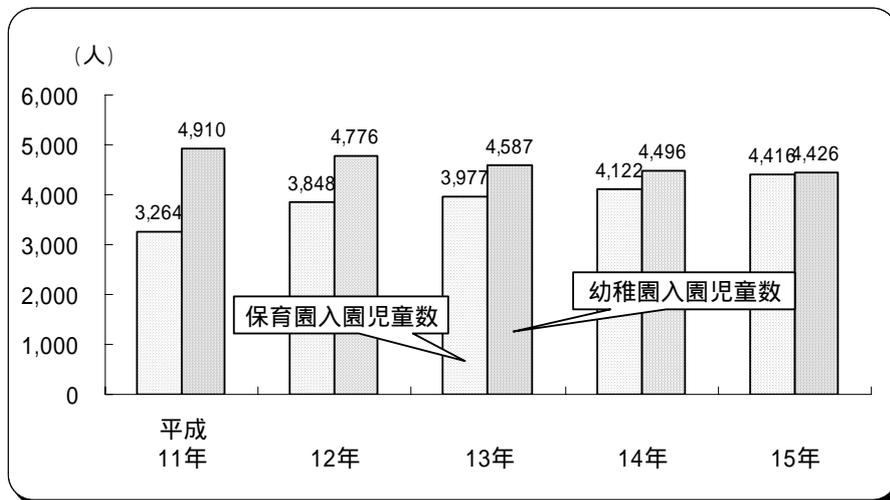
市では、延長保育や休日保育、一時的保育、発達支援保育、乳幼児等健康支援サービス等を行うほか、地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業等の在家庭母子も含めた子育て支援事業などを実施しています。また、児童センター（館）や児童遊園等の設置運営、児童手当の給付、乳児院や児童自立支援施設への入所など児童に関する相談指導、遺児への各種支援事業、児童クラブや母親クラブの充実等を中心に、児童の福祉の向上と健全育成の推進などに努めています。

入園児童数の推移(単位:人)

	平成11年	12年	13年	14年	15年
0歳から5歳の総数	16,532	16,108	15,920	15,773	15,745
保育園入園児童数	3,264	3,848	3,977	4,122	4,416
幼稚園入園児童数	4,910	4,776	4,587	4,496	4,426

資料:盛岡市

保育園、幼稚園入園児童数の推移



資料:盛岡市

児童センター利用児童数の推移

	内訳	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用児童数 (人)	男	207,122	211,827	197,531	205,807	221,037
	女	194,225	202,080	203,956	198,596	212,228
	計	401,347	413,907	401,487	404,403	433,265

資料:盛岡市

生活保護

生活保護の動向は、経済的・社会的要因や、他の制度などの影響を受けるといわれます。最近の動向は、高齢化の進展や景気後退の影響を受け、勤労収入の減少・喪失、預貯金の消費により保護を受給しなければならない世帯が増加しています。

平成11年度から平成15年度の保護率（人口1,000人当たりの被保護人員）の推移を見ると2.96ポイント増加しています。

生活保護は、原則として世帯が単位となっていますが、市では厚生労働大臣の定める基準により測定した保護世帯の需要を基とし、年齢別、世帯構成別、所在地域等を考慮しながら実施しています。

なお、生活保護の申請にあたっては、本人かその世帯員、又は扶養義務者が同居の親族によりますが、急迫した状況にあるときは申請がなくても職権により、必要な保護を行っています。

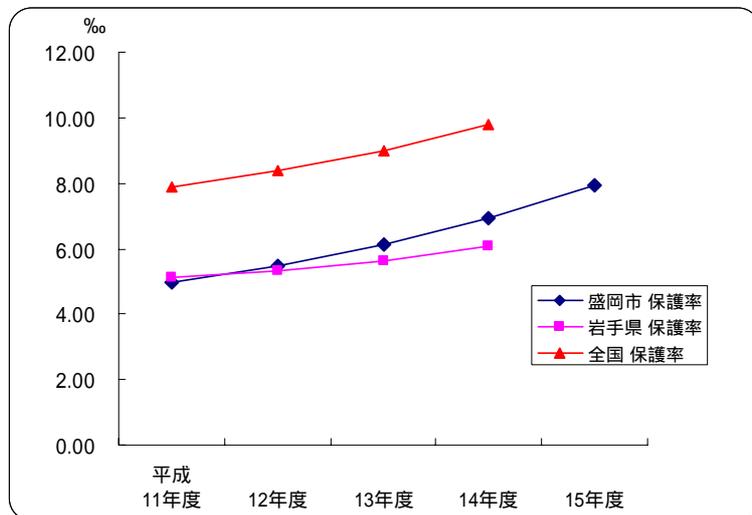
生活保護の推移(単位:人、‰)

		平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
盛岡市	総世帯数	112,201	112,914	115,270	114,247	114,777	
	総人口	287,837	287,608	288,844	288,654	288,513	
	被保護	世帯	1,036	1,154	1,289	1,435	1,626
		人員	1,436	1,576	1,771	2,001	2,294
保護率		4.99	5.48	6.13	6.93	7.95	
岩手県	保護率	5.1	5.3	5.6	6.1	-	
全国	保護率	7.9	8.4	9.0	9.8	-	

資料:盛岡市、「岩手県の生活保護」より

被保護世帯、人員は各年度4月から3月までを平均した数値である。

保護率の推移



資料:盛岡市

(5) 地区別の人口の状況

地区別の人口及び高齢者、年少人口割合

市内の地区別の人口と高齢者（65歳以上）及び年少人口（15歳未満）の割合を見ると、人口では青山地区の23,442人が最も多く、最も少ない地区はつなぎ地区の909人となっています。また、高齢化率の高い地区は土淵地区の27.4%、年少人口の割合が最も高い地区は北厨川地区の19.9%となっています。

地区別の人口、高齢者、年少人口の割合(単位:人)

番号	地区	人口	高齢者人口の割合	年少人口の割合
1	仁王地区	11,170	19.3%	12.0%
2	桜城地区	12,287	17.6%	12.4%
3	上田地区	15,806	20.2%	11.8%
4	緑が丘地区	11,248	17.9%	15.6%
5	松園地区	19,717	12.5%	16.4%
6	青山地区	23,442	21.5%	15.7%
7	みたけ地区	7,839	13.8%	17.2%
8	北厨川地区	7,016	10.3%	19.9%
9	西厨川地区	12,268	17.7%	14.0%
10	土淵地区	2,082	27.4%	11.5%
11	東厨川地区	11,626	18.9%	12.1%
12	城南地区	10,168	21.4%	12.7%
13	加賀野地区	5,976	23.5%	13.7%
14	山岸地区	13,601	22.4%	12.5%
15	杜陵地区	5,893	18.2%	13.7%
16	大慈寺地区	5,536	22.1%	13.0%
17	中野地区	12,124	16.9%	15.3%
18	米内地区	7,418	14.7%	15.5%
19	仙北地区	14,354	16.4%	15.8%
20	本宮地区	11,902	17.1%	15.6%
21	太田地区	8,807	23.0%	12.9%
22	つなぎ地区	909	23.8%	11.3%
23	築川地区	1,669	24.9%	12.6%
24	見前地区	14,122	13.4%	16.1%
25	津志田地区	9,073	12.6%	17.3%
26	永井地区	8,029	13.2%	15.2%
27	飯岡地区	8,635	16.8%	15.0%
28	乙部地区	8,798	16.4%	16.1%

資料:平成15年3月推計人口

2 地域福祉を支える各種団体等

(1) 民生委員・児童委員

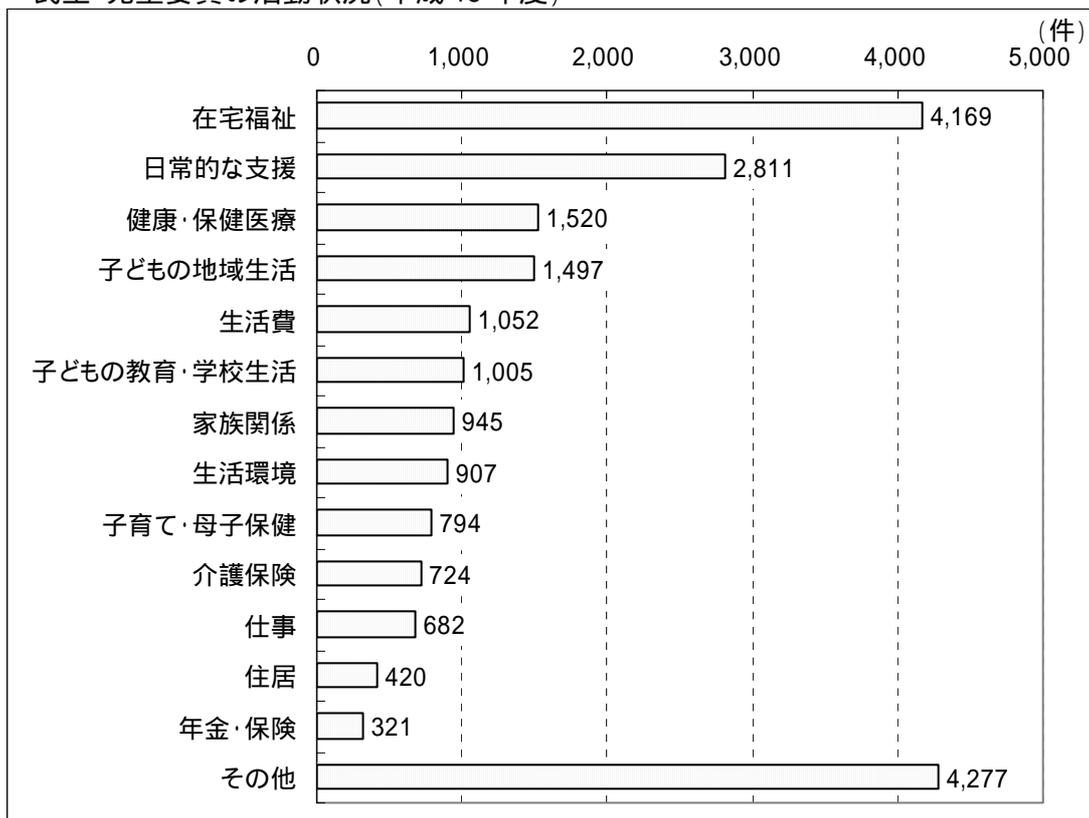
民生委員・児童委員

盛岡市では、厚生労働大臣の委嘱を受けた489人（主任児童委員を含む・平成17年1月1日現在）の民生委員・児童委員が活動しています。

民生・児童委員は社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

民生・児童委員の平成15年度の活動状況では、高齢化に伴い高齢者の福祉に関する活動等の増加により、在宅福祉に関する活動が最も多く、総数21,124件のうち4,169件と全体活動の19.7%を占めています。

民生・児童委員の活動状況(平成15年度)



資料:盛岡市

民生・児童委員一人あたりの年間活動実績(平成15年度)

相談・支援件数	42	件
訪問回数	188	回
活動日数	147	日

資料:盛岡市

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会の活動

盛岡市社会福祉協議会は、昭和26年10月26日に地域福祉を高めるために設立されました。

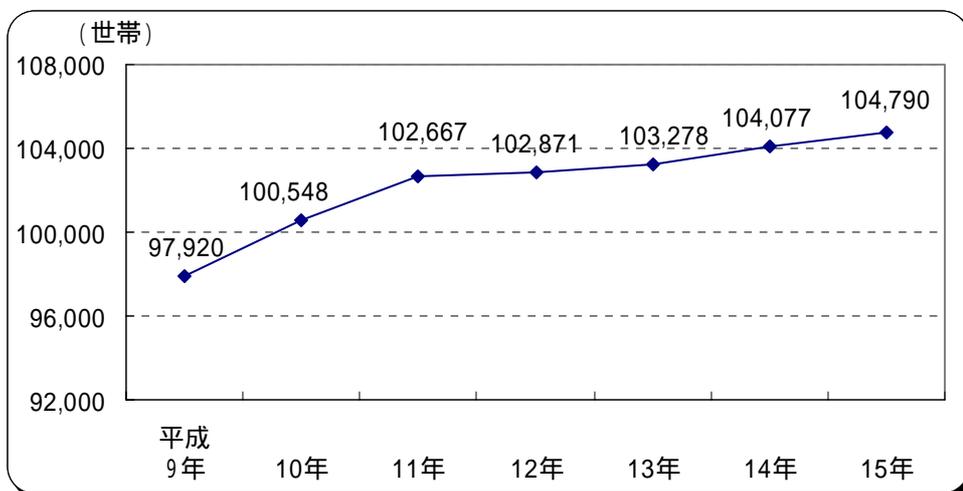
主な活動は、盛岡市社会福祉大会などの啓発事業、地区福祉推進会への助成やふれあいシルバーサロン事業などの地域福祉事業、各種団体や各種大会・活動への助成を行う福祉団体等育成事業、ボランティアの養成や活動を支援するボランティア育成事業、障害者や要介護者への各種サービスを行う在宅福祉事業、心配事相談・結婚相談・高齢者就労相談を行うふれあい福祉センター事業、その他介護保険事業、支援費事業、生活支援事業、総合福祉センター管理運営事業等を行っています。

(3) 町内会連合会

町内会の加入状況

市民自治組織である町内会は、地域住民のふれあいの場をつくり、いざというとき、困ったときお互いに助け合い、協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な組織です。町内会の加入状況を見ると毎年、加入世帯は増加傾向となっています。

町内会加入世帯の推移



資料: 盛岡市町内会連合会

(4) 福祉推進会

地区福祉推進会

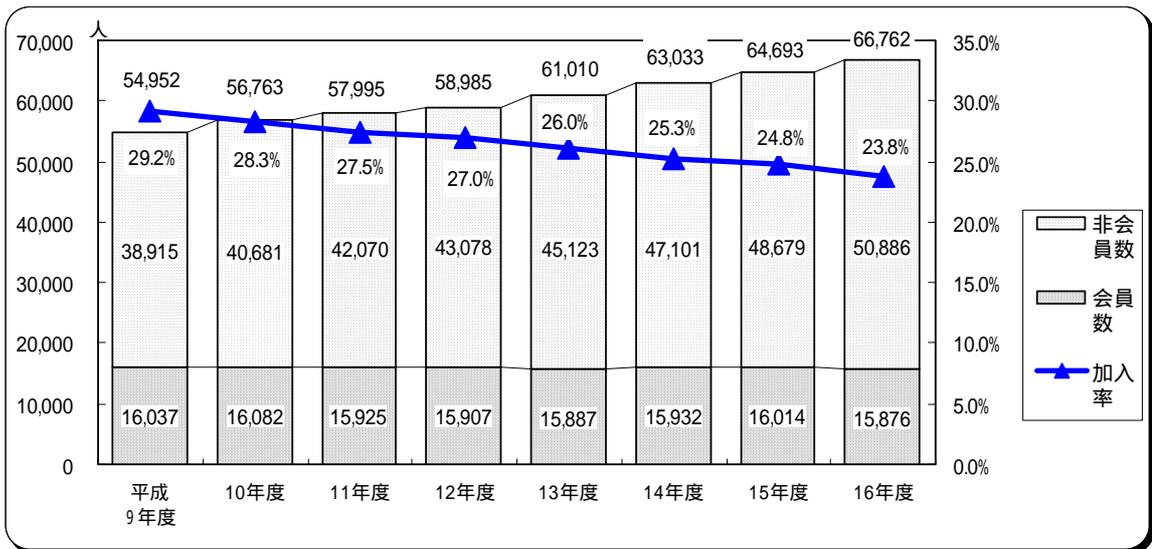
地域福祉の向上を目的とする福祉推進会は昭和51年に西厨川地区福祉推進会が発足してから平成8年までに市全域の28地区において発足し、町内会・自治会、地区民生員協議会等が構成団体となり、高齢者福祉活動や青少年健全育成活動、世代間交流活動などの活動をしています。

(5) 老人クラブ連合会

老人クラブ

老人クラブは、健全で豊かな老後の生活を送るため地域に居住する高齢者の会員組織により活動しています。

老人クラブの加入状況



資料：老人クラブ連合会，盛岡市

(6) 医師会・歯科医師会

医師会・歯科医師会

盛岡市医師会の会員は、583人(平成16年4月現在)で地域の保健医療の向上と福祉の増進のために活発な活動を行っています。特に、全国に先がけて「もの忘れ検診」を行っており、軽度認知障害や初期のアルツハイマー型痴呆、あるいは治療可能な痴呆を発見することが可能となり大きな成果をあげています。今後もかかりつけ医(地域医療の核)と連携しながらきめ細かい医療を目指しています。

盛岡市歯科医師会は、乳幼児から老齢期に至るまでの歯周疾患の予防および歯科医療活動を行っており、特に国や県を中心とした80歳で20本の歯を残そうという「8020運動」を推進しています。

(7) 社会福祉事業団

社会福祉事業団

盛岡市社会福祉事業団は、盛岡市の社会福祉施設等の効果的運営を図るため昭和49年3月29日に設立され、軽費老人ホーム、知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設をはじめ老人福祉施設、児童厚生施設、身体障害者更正援護施設、コミュニティ施設、老人憩いの家、世代交流施設の管理運営を受託しています。

老人福祉センターや児童センター、地区活動センターは地区福祉推進会の活動拠点として地域の福祉増進に役立っています。

(8) 消防団

消防団

盛岡市消防団は、23分団37部956人(平成16年4月現在)で構成されています。

各地域の消防団は、日頃から消火訓練や見回り等を行って火災の消火や未然防止、災害時の救援活動等を行っています。

(9) 保健推進員協議会

保健推進員協議会

盛岡市保健推進員制度は、保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、平成7年4月1日から設置し、387人(平成16年4月現在)を委嘱しています。各種健康相談・栄養教室の協力、献血推進活動、成人検診の受診勧奨の他、広報活動及び保健師への情報提供を行い、地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら活動しています。

(10) 食生活改善推進協議会

盛岡市食生活改善推進員協議会

盛岡市食生活改善推進員協議会は、市が主催する栄養教室（10回コース）の修了者をもって組織する団体で、昭和54年に結成されて以来、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食生活改善のためのボランティア活動を行っています。平成16年度の会員数は723人で、市内34地区において、それぞれの家族や地域の人々に対し、健康づくりや生活習慣予防のための食事指導を調理実習等を介して積極的に取り組み普及活動に努めています。

(11) PTA 連合会

盛岡市 PTA 連合会

盛岡市 PTA 連合会は、市内小中学校 PTA により組織され、子どもたちの健全育成と PTA 会員の資質向上のため活動しています。近年、いじめ・不登校・非行など多くの教育問題を抱え、また、完全学校週5日制の導入により学力や道徳性等が懸念されている状況です。「あいさつ」運動、関係団体等と連携しながら PTA 活動を進めています。

(12) 子ども会育成会連絡協議会

盛岡市子ども会育成会連絡協議会

盛岡市子ども会育成会連絡協議会は、子ども会世話人を会員とし昭和45年7月に発足しました。次代を担う子どもたちの自主性や社会性を最大限に伸ばし、子どもたちが健全に育ち、心豊かに生活できる環境づくりを推進していくことは、家庭、学校、福祉関係機関、地域社会等社会全体で重要な課題です。協議会では関係機関・団体と連携を図りながら、子ども会育成会活動の活性化とその発展を目指して努力しています。

(13) 女性団体協議会

盛岡市地域女性団体協議会

盛岡市地域女性団体協議会は、市内の地域女性団体の連絡提携を緊密にし、女性の地位向上を図るとともに、社会福祉の増進を推進し、明るく住みよいまちづくりとより良い郷土の発展に寄与するため平成5年に結成されました。

リーダー育成事業、地域活動及び組織拡充事業、社会福祉活動、青少年への健全育成活動、各種募金活動への協力等を行い、地域の課題解決に向けて活動しています。

(14) 自治公民館連絡協議会

盛岡市自治公民館連絡協議会

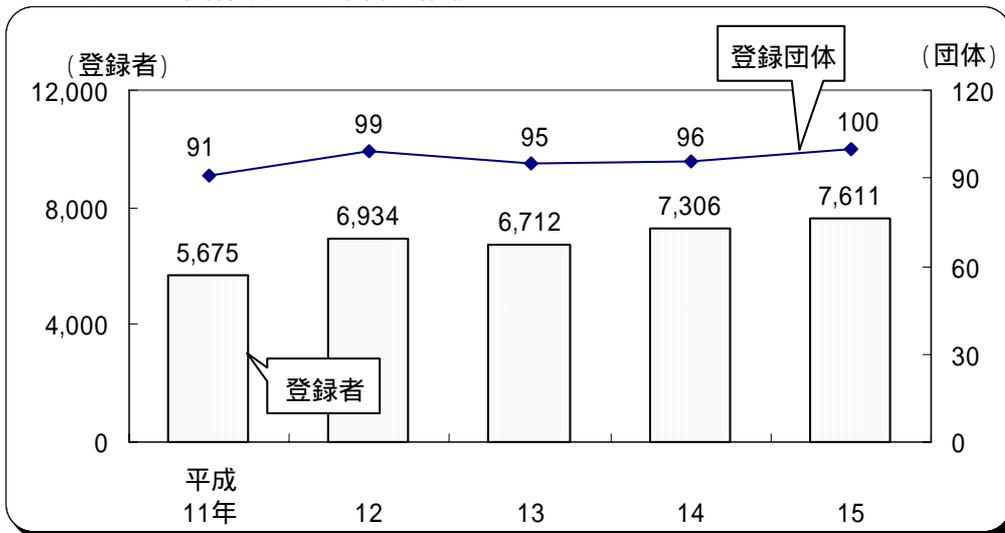
盛岡市自治公民館連絡協議会は自治公民館相互の連絡協調を図り、自治公民館活動の推進と地域づくりの発展に寄与することを目的として結成されました。関係機関と連携を図りながら青少年の健全育成を図るための活動や自治公民館活動の充実を図るための活動をしています。

(15) ボランティア団体

ボランティア団体登録数の推移

ボランティア団体は平成11年から平成15年まで9団体増加し、登録者数も1,936人増加しています。1団体あたりの登録者数を見ると平成11年は平均62人でしたが、平成15年には平均76人と1団体あたりの登録者数が増加傾向になっています。

ボランティア団体及び登録者の推移



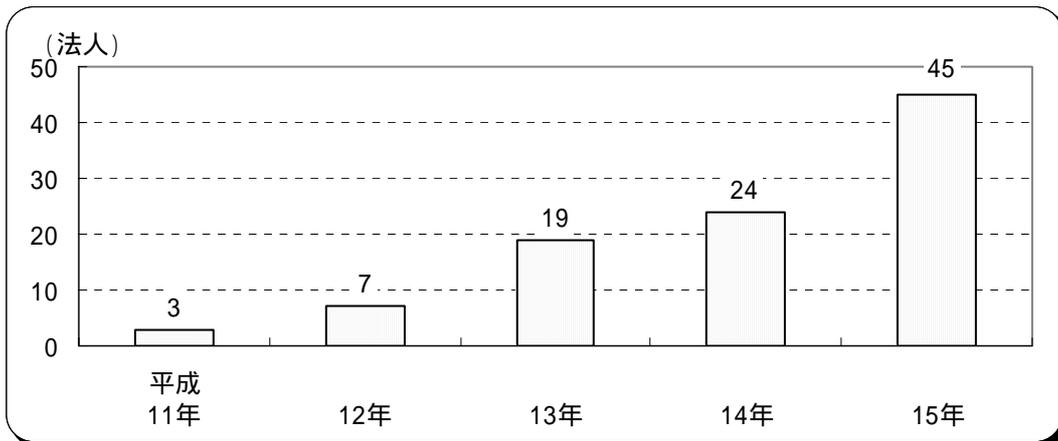
資料:盛岡市社会福祉協議会

(16) NPO

NPO法人格取得数の推移

市民活動に対する気運の高まりを受け、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。法人格を取得した市民活動団体は急速に増加しています。

NPO法人格取得数の推移



資料:岩手県

【NPO (Non Profit Organization)】

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

【特定非営利活動促進法】

特定の非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした法律で、平成10年12月に施行されました。法人格を取得すると、法律行為の主体として法人名で契約をできるほか、不動産の登記や口座の開設を行うことができます。

3 地域福祉計画の推進にあたっての課題

本市の地域福祉に関連する課題等について平成 15 年度に実施した地域福祉計画に関するアンケート調査結果及び平成 16 年度に実施したワークショップで話し合われた内容からまとめています。

(1) 地域との関わりについて

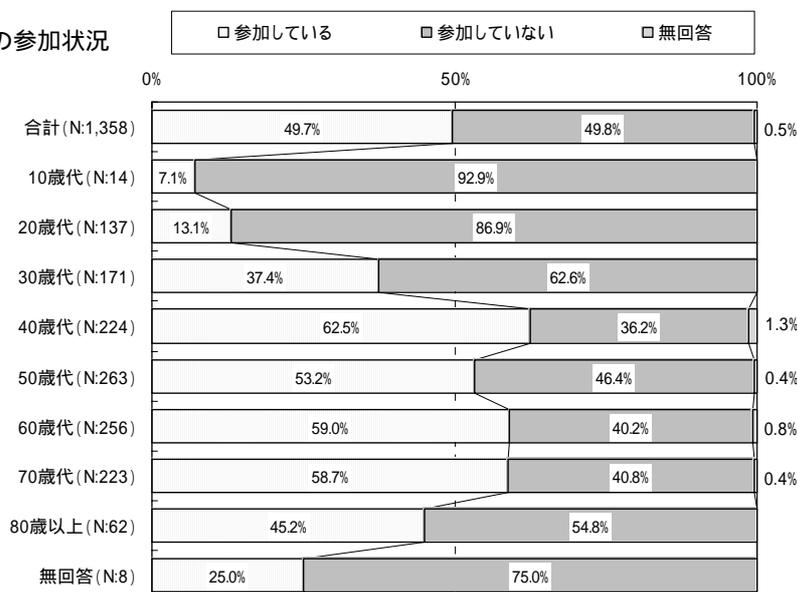
地域福祉計画に関するアンケート調査によると地域の人との付き合いの程度では、「顔を合わせればあいさつする」が最も多く、年代別に比較すると10歳代の50%、80歳以上の66.1%以外は各年代70%以上となっています。

ワークショップでは、世代間のあいさつが少ないなどの意見があり、地域福祉を推進するには、地域のコミュニケーションの重要性について最も多くの意見が出されました。

また、地域活動の参加状況をアンケート結果から見ると参加していると回答した割合が49.7%と約半数となっています。年代別の参加状況では40歳代～70歳代は50%以上が参加していますが、それ以外の年代では半数以下の参加で特に10歳代、20歳代の参加が少なくなっています。ワークショップでも町内会活動に対する無関心、若い世代の参加が少ないなどの意見も多数出され、世代間交流、町内会活動への参加等地域内の交流の活性化を検討する必要があります。

	合計	地域の人とどんな付き合いをしているか						その他	無回答
		仲がよく、 お互いの 家を行き来 する	会えば立 ち話をする	顔を合わ せればあ いさつをす る	顔は知って いるが声 をかけるこ とはない	ほとんど顔 も知らない			
合計	1,358	13.4	42.4	77.0	3.9	8.3	0.7	0.6	
10歳代	14	-	-	50.0	14.3	50.0	-	-	
20歳代	137	3.6	14.6	71.5	6.6	25.5	-	-	
30歳代	171	5.8	24.0	80.1	3.5	16.4	-	-	
40歳代	224	10.3	34.4	81.7	6.7	6.7	1.3	0.9	
50歳代	263	11.4	44.9	82.1	2.3	6.5	0.8	-	
60歳代	256	16.4	56.6	76.2	2.0	3.1	0.8	1.2	
70歳代	223	26.9	60.5	72.6	2.7	0.4	1.3	0.9	
80歳以上	62	19.4	59.7	66.1	6.5	1.6	-	1.6	
無回答	8	-	37.5	87.5	-	12.5	-	-	

地域活動の参加状況



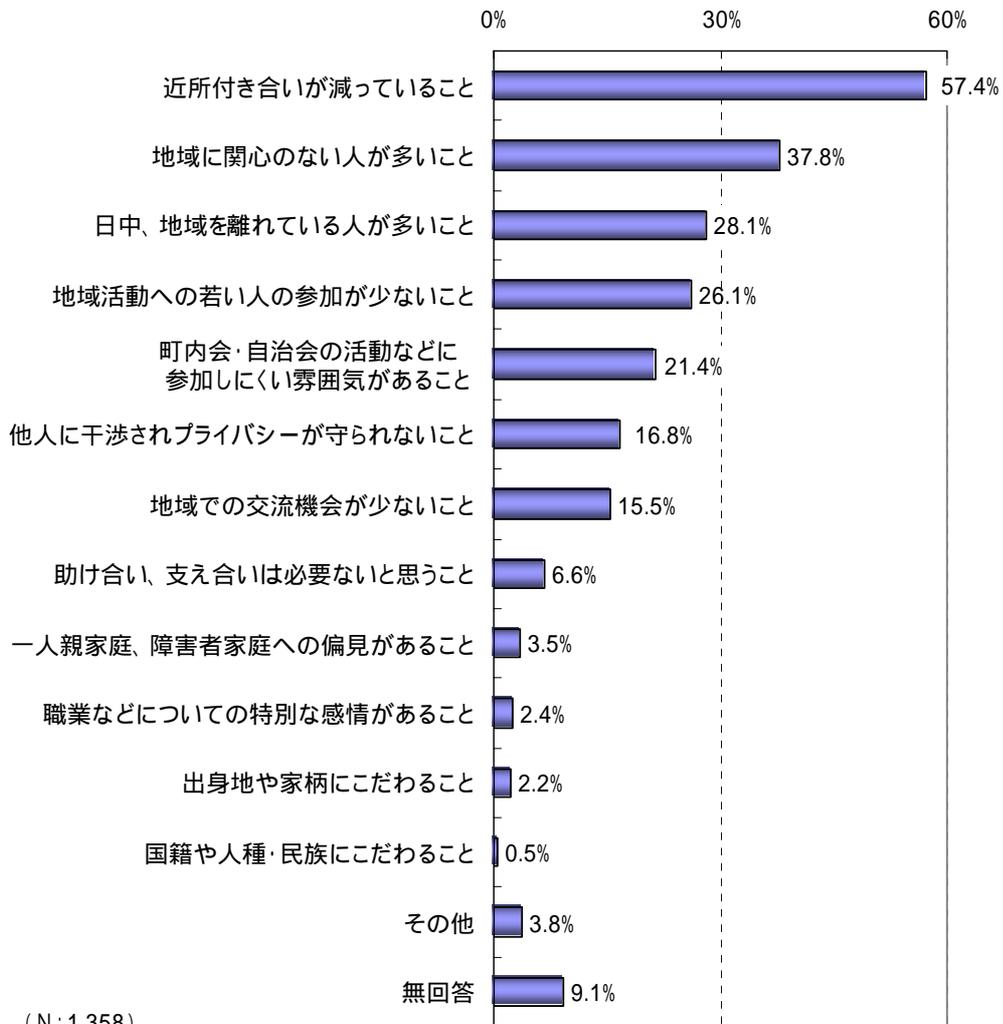
Nは回答者数を表す

(2) 地域の支え合いに関することについて

福祉活動の中心として地区福祉推進会が組織され地域の福祉活動を行っていますが、福祉推進会についての周知度を見ると全体では知っていると回答した割合は41.4%となっています。年代別に見ると10歳代、20歳代は14%ですが70歳代では62%と年代が高くなるに従って周知度も高くなる傾向となっています。

また、アンケートによると住みよい地域社会を実現していくうえでの問題を上げてもらったところ、57.4%が「近所付き合いが減っていること」、37.8%が「地域に関心のない人が多いこと」と回答しています。地域や近所に対して無関心なところが問題として上げられています。ワークショップでは、阪神・淡路大震災を例にあげ、近所付き合いが人命救助に役立つなど、近所付き合いの必要性が再認識されました。

地域社会を実現していくうえでの問題



(3) ボランティア活動について

ボランティア活動の経験をアンケートから見ると「ボランティア活動経験がある」と回答した割合は28.2%となっています。年代別に比較すると10歳代が64.3%、20歳代が46.0%と特に高い回答となっています。学校等の授業の一貫で行われたり、資源回収等の活動で高くなっていると推測されます。10歳代、20歳代以外では、40歳代が31.3%と3割を超えていますが他の年代は20%台以下となっています。

ボランティア活動の内容では、「自然愛護や美化運動、リサイクル運動など」が50.9%と最も多く、次いで高齢者関係の「友愛訪問、クラブ活動への協力支援や施設訪問交流など」が33.9%となっています。

ボランティア活動を広げるために必要なことでは、10歳代～50歳代は「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」、60歳以上では「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が上げられ、このような結果を踏まえてボランティア活動を活性化するための検討が必要です。

ボランティア活動の内容

	回答者数	高齢者関係	障害者関係	子育て関係	保健・医療関係	青少年関係	環境関係	その他
合計	383	33.9%	17.2%	8.9%	6.3%	15.7%	50.9%	11.5%
10歳代	9	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%	11.1%
20歳代	63	46.0%	23.8%	9.5%	4.8%	11.1%	60.3%	6.3%
30歳代	45	22.2%	24.4%	8.9%	2.2%	6.7%	40.0%	11.1%
40歳代	70	18.6%	24.3%	14.3%	4.3%	24.3%	54.3%	10.0%
50歳代	70	18.6%	4.3%	1.4%	10.0%	20.0%	47.1%	15.7%
60歳代	62	45.2%	21.0%	8.1%	4.8%	9.7%	48.4%	9.7%
70歳代	52	55.8%	7.7%	7.7%	7.7%	19.2%	51.9%	17.3%
80歳以上	12	66.7%	16.7%	25.0%	25.0%	25.0%	41.7%	8.3%

〈ボランティア活動の内容の内訳〉

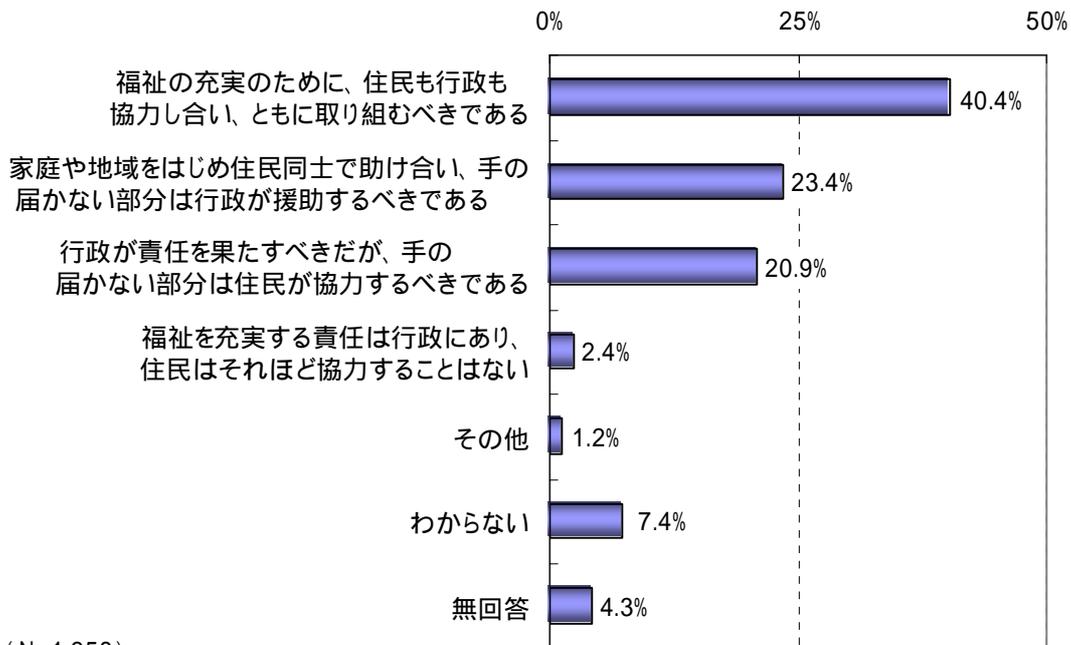
- 高齢者関係（友愛訪問、クラブ活動等への協力支援や施設訪問交流など）
- 障害者関係（手話や車椅子補助等社会参加・生活支援や施設訪問交流など）
- 子育て関係（託児、育児相談や育児サークルなどの支援や施設訪問交流など）
- 保健・医療関係（健康教室等の支援・指導、通院支援や病院訪問交流など）
- 青少年関係（悩み相談や交流、地域子供会活動等による健全育成支援など）
- 環境関係（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）

(4) 地域福祉のあり方について

福祉や健康についてどんな情報を求めているかアンケートから見ると「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」が36.5%、次いで「高齢者や障害者についてのサービスの情報」が36.3%、「健康づくりについてのサービスの情報」が30.9%となっています。これらの情報については、広報誌やホームページで知らせていますが、3人に1人以上があげていることから新しい周知手段・方法の検討が必要です。

また、アンケートから地域福祉を充実させていく上で、住民と行政の関係は、住民と行政の協働である「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答した割合が40.4%と最も多くなっています。ワークショップでは、「行政の方針がよく分からない」や逆に「行政に頼りすぎている」といった意見も出されたことから、地域福祉を進めていく上で市民と行政の話し合いや協働の検討が必要です。

地域福祉を充実させていくうえでの、住民と行政の関係

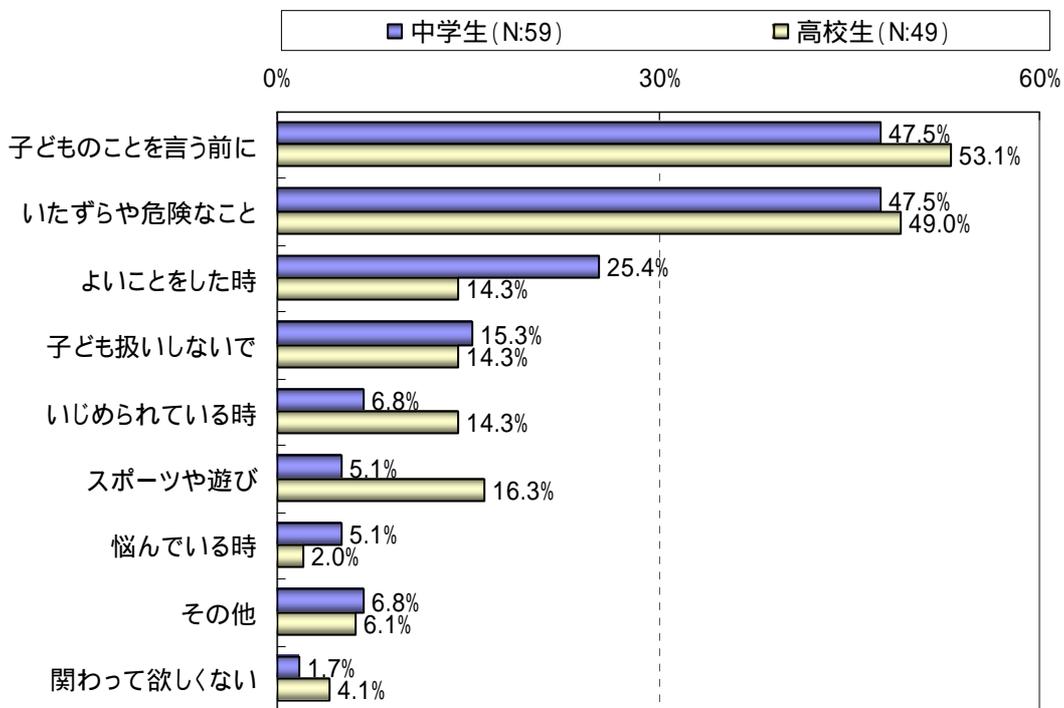


(N:1,358)

(5) 中学生・高校生と地域社会について

地域において中学生や高校生が大人たちにしてもらいたいことについてのアンケートを見ると中学生・高校生とも最も多い回答は「子どものことを言う前に、大人がきちんとして欲しい」となっています。次いで「いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら注意して欲しい」となっており、上位2項目は50%前後の回答となっています。子どもは大人の背中を見て育つと言われますが、公衆マナー、近所付き合いなど子どもが普段目にする行為について大人が手本を示す必要があります。また、子どもが行っていることの善悪に対する注意または誉めることについても、家庭のしつけだけでなく地域全体で子どもを育てるという認識が必要です。

大人たちにしてもらいたいこと



グラフの省略カテゴリーの内容

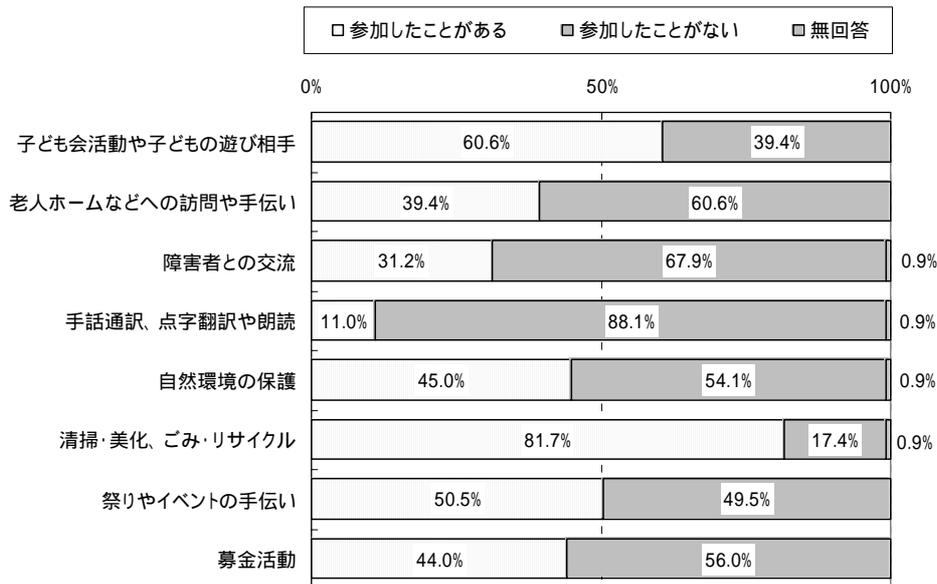
子どものことを言う前に	子どものことを言う前に、大人がきちんとして欲しい
いたずらや危険なこと	いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら注意して欲しい
よいことをした時	よいことをした時にはほめて欲しい
子ども扱いしないで	子ども扱いしないで、意見を聞いて欲しい
いじめられている時	いじめられている時は助けて欲しい
スポーツや遊び	スポーツや遊びを一緒にして欲しい
悩んでいる時	悩んでいる時は、相談にのって欲しい
その他	その他
関わって欲しくない	関わって欲しくない

(6) 中学生・高校生とボランティア活動について

中学生・高校生が参加したことがあるボランティア活動をアンケートから見ると「清掃・美化、ごみ、リサイクル」が81.7%と圧倒的に多くなっています。

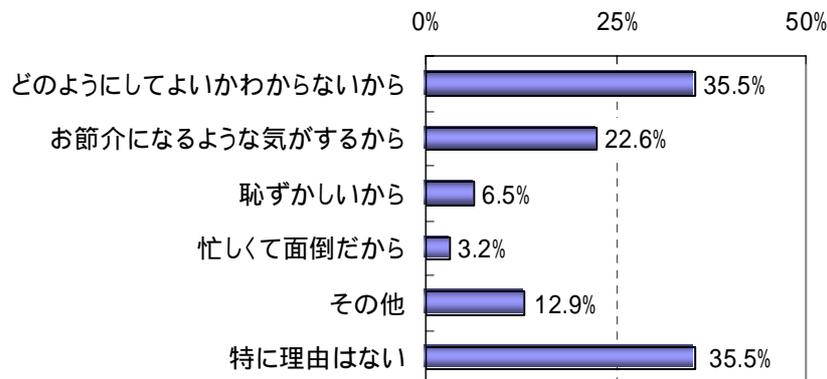
また、困っている人を見かけたとき、特に何もしないと回答した28.7%の回答者にその理由を尋ねたところ、「どのようにしてよいかわからない」が35.5%、「お節介になるような気がするから」が22.6%となっています。「特に理由はない」と回答した割合は、35.5%となっており、これらの結果を見ると中学生・高校生に対してボランティアについての意識改革や啓発が必要です。

参加経験のあるボランティア活動



(N:109)

困っている人を見かけたとき何もしない理由

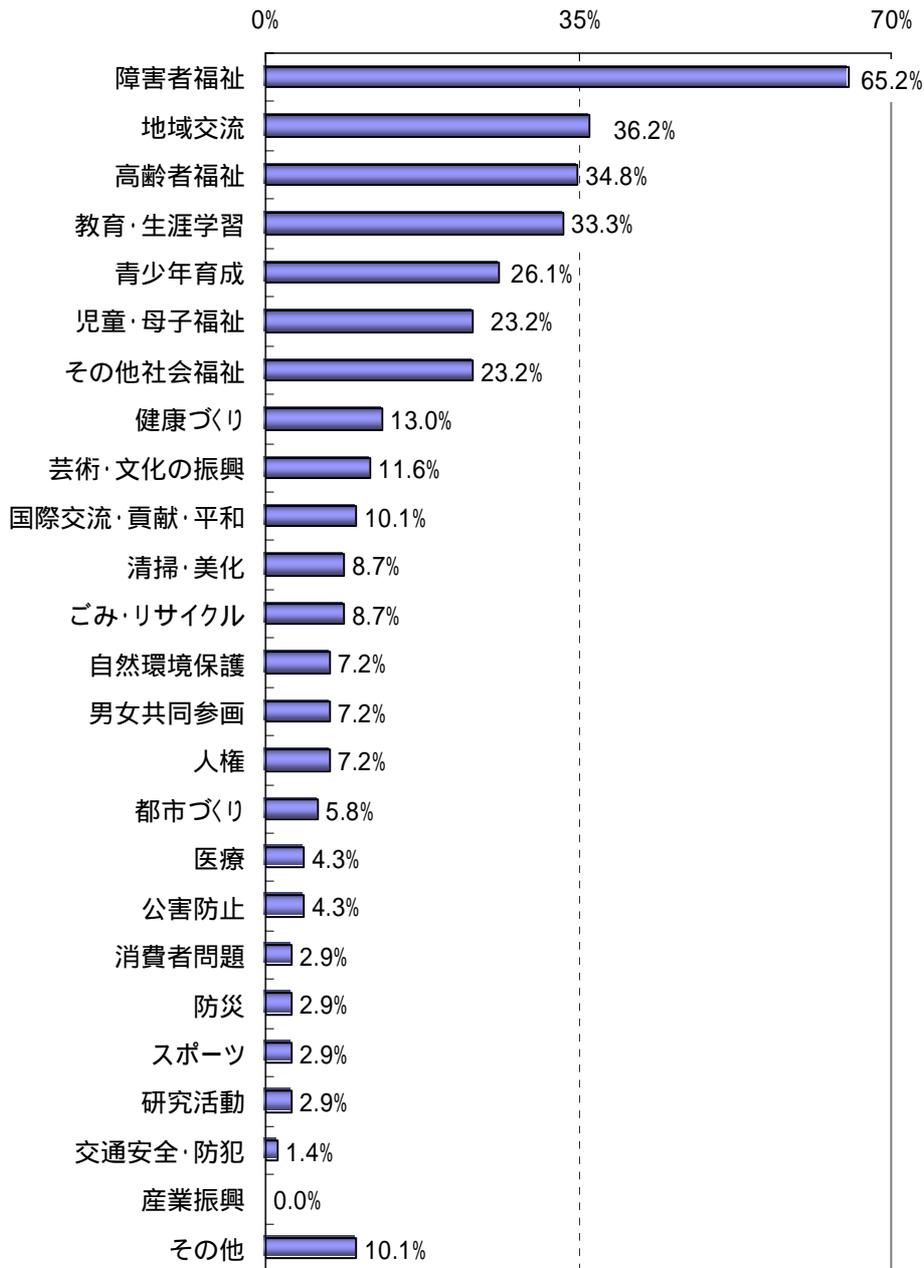


(N:31)

(7) NPO、ボランティア団体等の活動について

市内で活動するNPO、ボランティア団体等の活動内容に対するアンケートを見ると「障害者福祉」に関する活動が65.2%と最も多く、次いで「地域交流」の36.2%、「高齢者福祉」の34.8%、「教育・生涯学習」の33.3%などが上位に上げられています。各団体がこれらの活動を続けていますが、アンケートによるとそれぞれの団体の平均年齢は「50歳～60歳代」が56.5%を占め、各団体の高齢化が進んでいます。若い世代の加入、若い世代の新たな取り組みなどが課題です。

取り組んでいる活動分野



(N:69)

第3章

地域福祉施策の推進の方向

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、市民、事業者、行政の協働のもとに、人と人が支え合う地域福祉社会の実現を目指し「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」を基本理念とします。

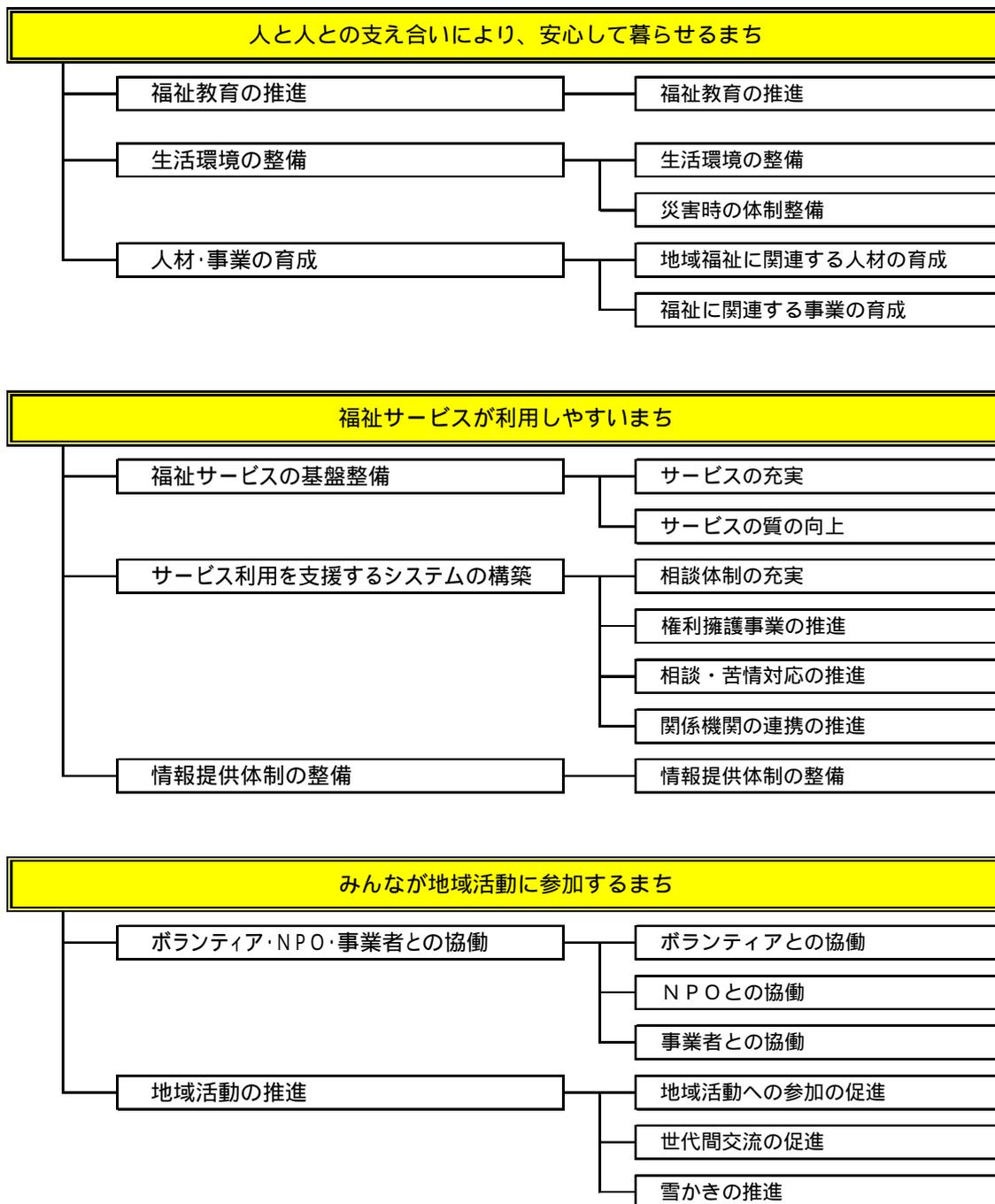
盛岡市が目指す地域福祉計画の基本理念と基本目標

<p>基本理念</p> <p>ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり</p> <p>基本目標</p> <p>人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち 福祉サービスが利用しやすいまち みんなが地域活動に参加するまち</p>

2 基本目標

- (1) 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち
住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として生活を送ることができるよう、お互いに支え合い助け合うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。
- (2) 福祉サービスが利用しやすいまち
市民のニーズが福祉サービスと適切に結びつくようにするとともに、利用者の権利を守り、必要なサービスが利用しやすいまちを目指します。
- (3) みんなが地域活動に参加するまち
一人ひとりが地域の一員としてともに支え合う意識を持ち、地域活動に進んで参加するまちを目指します。

3 施策の体系



第 2 部
各 論

第1章

人と人との支え合いにより、
安心して暮らせるまち

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1 福祉教育の推進

現 状

学校における福祉教育としては、市内の福祉施設を利用した体験学習やボランティア活動等が年間計画に沿って積極的に行われています。
ボランティア活動をしたことがあると答えた18歳以上の人の割合は、28.2%と少ない状況です。

課 題

高齢者やボランティアに関する児童生徒の活動に対しては、今後さらに学校や地域での啓発活動及び実践活動を充実させる必要があります。アンケート調査にもあったように授業以外の場においては十分な対応ができないことも見られるため、学校と福祉関連施設との連携のもとに協力体制の充実が必要です。
各世代で福祉について学習する機会が少なく、福祉に対する意識の啓発に努める必要があります。

施策の方向

子どもから大人まで、生涯にわたりそれぞれの段階で地域福祉に対する理解を深める教育を推進します。また、地域や職場においても、障害の疑似体験など福祉に関し幅広く学ぶ機会が得られるよう推進します。

2 生活環境の整備

(1)生活環境の整備

現 状

子どもや高齢者、障害者など全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自由に外出し、それぞれの能力を生かしながら、地域活動、学習活動、スポーツ活動、レクリエーション活動などさまざまな活動に参加できる環境づくりが進められています。

課 題

多くの人が利用する施設は全ての市民が使いやすく快適なものになっていなければなりません。バリアフリー化が進められてきていますが、まだ十分とは言えません。

施策の方向

国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合をとりながらひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。

(2) 災害時の体制整備

現状

災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段からの住民の防災に対する意識の高揚と地域の連帯感が不可欠です。民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者や障害者の安否確認や被災状況の把握に努めています。

日本赤十字社や社会福祉協議会を窓口として災害救護をはじめとする地域のニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加・協力しているNPOやボランティアの活動の支援に努めています。

課題

防災に対する市民一人ひとりの意識の高揚を図ることはもちろん、各地域において活動が期待される自主防災組織結成など地域の連携体制構築について、町内会長等を通じた働きかけを行う必要があります。さらに、災害発生時における被害の軽減を図るために自主的な活動を行うNPOやボランティアを災害時に幅広い知識や技能を持って迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していかなければなりません。

施策の方向

地域防災活動の充実を図り、地域内で支援し合える体制の構築を目指します。市社会福祉協議会と連携しながら災害ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成をさらに進めていきます。

3 人材・事業の育成

(1) 地域福祉に関連する人材の育成

現状

地域で生活を送る高齢者や障害者を支えていくためには、さまざまな福祉サービスが必要です。見守り、安否確認など誰もが取り組めるものから、介護サービスといった高度な知識や技術を必要とするものまで多種多様なサービスが求められています。

課題

福祉サービスを担うのは人材であり、支援を必要とする方々が、地域で生活する様々な局面で適切なサービスを受けることができるよう、福祉に熱心な市民の発掘から、専門職の資質の向上まで、地域福祉に関する人材の幅広い育成が必要です。

施策の方向

さまざまなニーズに対応した研修を開催し、地域福祉の担い手の育成に努めます。

(2) 福祉に関連する事業の育成

現状

市民の福祉ニーズに的確に対応するためには、多様な福祉サービスが提供される必要があります。例えば、高齢者の分野では、介護保険の適用されるサービスから介護保険適用外のサービスまで、さまざまなサービスが提供されており、今後とも、市民の福祉ニーズに合ったサービスのあり方を検討していく必要があります。

課題

市民の福祉ニーズに合った多様なサービスの提供は、行政や民間事業者のみならず、NPOなど多様な主体が事業に参加することにより実現が可能となります。そこで、できるだけ多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を育成し、発展させることが求められます。

施策の方向

民間事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。

第2章

福祉サービスが利用しやすいまち

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

1 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実

現状

「盛岡市障害者計画」、「盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康21プラン」の各計画により、高齢者、障害者、子育てをしている家庭が必要なときにサービスの利用ができ、安心して生活ができるようサービスの基盤整備を行っています。

課題

サービス基盤の整備やサービス利用該当者に対する制度の周知等に努め、利用の拡充を図る必要があります。

施策の方向

上記の各計画等の目標値に応じたサービス基盤の整備を図るために民間事業者や各種団体などのサービス提供者の育成及び制度の周知に努めます。

(2) サービスの質の向上

現状

福祉サービスの充実だけでなく、サービスの質の向上を図らなければなりません。これからは質そして内容が問われます。事業者は、サービス従事者の研修や先進事例の研究などにより、福祉サービスの向上を図っています。

課題

サービス提供事業者が利用者の個別ニーズに対応できるよう、職員の資質の向上に努めるとともに、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが必要です。

施策の方向

福祉サービス第三者評価の普及を推進し、福祉サービスの質の確保を図ります。

2 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

現状

いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められます。現在、民生委員・児童委員が地域の相談窓口として活動しています。こうした活動の中で相談の内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などについては、専門機関につなげることができる相談体制を推進しています。

課題

福祉に関するニーズが複雑化、多様化するなかで孤立やひきこもりなどサービス利用に結びつきにくい事案を発見する体制も必要となります。地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制を整備していく必要があります。

施策の方向

誰もが相談しやすいような気軽な相談体制の充実に努めます。また、各種制度の周知に努めます。

(2) 権利擁護事業の推進

現状

自己判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の権利を擁護する制度として、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度がありますが、一般市民はもとより、福祉サービスに携わる者においても制度の周知や学習の機会が少ない状況にあります。

課題

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の内容を、福祉サービス提供者はもとより、利用者やその家族等の理解を深めるための広報活動が必要です。権利擁護制度の利用者は、自らサービス利用を積極的に申し込むことは困難であることから、地域においては高齢者や障害者等の相談支援活動を担っている民生委員・児童委員や在宅介護支援センター職員、介護支援専門員、障害者相談員などにより、権利擁護が必要な方への相談支援等を行い、権利擁護に関する制度につなげることが必要です。

施策の方向

権利擁護に関する制度について、広報活動を進め市民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

(3) 相談・苦情対応の推進

現状

福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者ごとに苦情解決の窓口の設置など適切な苦情の解決に努めることとされているほか、市の福祉担当課に寄せられた苦情は、内容を確認し、福祉サービス事業者に伝え改善を要請しています。利用している福祉サービスの苦情等をどこに相談したらよいか分かりづらい状況です。福祉サービス利用者は、直接福祉サービス事業者に苦情を述べにくい状況にあります。

課題

福祉サービスに対する苦情を気軽に相談でき、的確に対応できるようにする必要があります。

施策の方向

市社会福祉協議会と連携し、福祉サービスに対する苦情の早期解決及び苦情解決機関の市民への周知に努めます。

(4) 関係機関の連携の推進

現状

介護保険制度の導入に伴い、要介護及び要支援の高齢者については、介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結び付けるケアマネジメントが実施されています。障害者についても、平成15年度から、施設や福祉サービスを利用者自らが選ぶ、支援費制度が開始しました。

課題

地域における生活を支援するため、保健・医療・福祉さらに教育、就労など幅広いサービスを総合的に提供する手法として障害者のケアマネジメントの推進が求められています。児童を取り巻く環境も、世帯構成の変化、生活様式の変化、都市化の進行などとともに大きく変化しており、子育て家庭の不安の増大や児童虐待の増加など児童に関わる諸問題についても、関係機関の連携による対応が重要となっています。このように、さまざまな場面で、各分野の連携による対応が求められています。

施策の方向

地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉、その他の関係機関の連携に努めます。

3 情報提供体制の整備

現状

福祉ニーズの多様化に伴い、さまざまな福祉サービスが行政や事業者など多様な供給主体から提供されています。また、介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の措置から契約による利用制度へと移行しており、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択しています。

課題

利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが必要です。

施策の方向

インターネットなど情報技術を活用しながら、市民に分かりやすい情報の提供に努めます。

第3章

みんなが地域活動に参加するまち

第3章 みんなが地域活動に参加するまち

1 ボランティア・NPO・事業者との協働

(1) ボランティアとの協働

現 状

ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティアグループへの助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っています。各ボランティアグループでは、実際に活動するメンバーが不足気味で、同じ人が複数の活動に参加しており、メンバーの高齢化とリーダー不足が懸念されています。

課 題

今後はボランティア活動に取り組むメンバーの高齢化とリーダー不足を解消するため、さまざまなボランティアグループ等におけるリーダーの養成や幅広い年齢層の人材を発掘する必要があります。

施策の方向

市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、ボランティアを養成するとともに、ボランティアとの協働を推進します。また、学校との連携により、子どもたちのボランティア活動への参加意識を高めるよう努めます。

(2) NPOとの協働

現 状

市内にあるNPOは、福祉サービスをはじめとする公益活動を展開しています。福祉分野で活動する団体では連絡会が組織されるなど団体間の連携が強化されつつあります。

課 題

今後も高齢社会はますます進行し、支援を必要とする高齢者や障害者等も増加すると考えられるため、高齢者等立場に立った福祉サービスを提供する団体がますます必要となってきます。

施策の方向

福祉サービスを主な活動分野とするNPOとの協働を推進します。

(3) 事業者との協働

現 状

事業者の中には、地域の行事に参加したり、施設を地域に開放し、また、地域住民と共同で防火訓練を行うなど、地域と交流しているところもありますが、事業者によって参加の度合いに差があります。

課 題

事業者は、さまざまな専門知識や施設などを有しており地域福祉を推進する重要な担い手です。地域活動に対するより多くの事業者の参加が望まれます。

施策の方向

事業者も地域の一員として地域活動に積極的に参加する意識の啓発に努め、事業者との協働を推進します。

2 地域活動の推進

(1) 地域活動への参加の促進

現 状

地域で行われている町内会活動等への参加は高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況です。

課 題

地域活動に対して、自分たちの共有する活動であるとの認識と地域の構成員としての意識の向上が必要です。

施策の方向

年齢等に関わらず、誰もが地域の一員として地域活動に参加する意識の啓発に努めます。

(2) 世代間交流の促進

現 状

核家族化や少子化が進む中で、世代間交流が少なくなっていますが、地域等で実施する各種の交流事業などを通じて、子どもから高齢者まで世代を越えてふれあえる機会を催しています。

課 題

世代間の交流は、支えあいの地域づくりを進めていく上でも、また子育てや高齢者の生きがい活動の一環としても重要であるため、より多くの市民の参加や事業の継続的な実施が必要です。

施策の方向

世代間交流事業の促進を図るとともに、世代間交流の意識啓発に努めます。

(3) 雪かきの推進

現 状

冬の安全な交通の確保を目指し、主要な幹線路線の除雪にあたるほか、バス路線の主要交差点を中心に凍結防止剤を散布しています。すべての市道を除雪するのは困難であることから、身近な道路は隣近所で協力し合って除雪をするよう町内会に除雪機を貸し出しています。

課 題

幹線道路に面している世帯からは、除雪された雪が通路に積まれるため、その除雪に非常に苦労していることから除雪後の排雪のシステムについて検討が必要です。また、除雪困難な一人暮らしの高齢者世帯等に対して、町内会等地域住民の除雪活動が望まれますが、地域住民だけでは手が回らない状況となっています。

施策の方向

町内会の要望などを踏まえ、排雪システムや除雪機の貸し出し、除雪ボランティアのあり方を検討します。

第4章

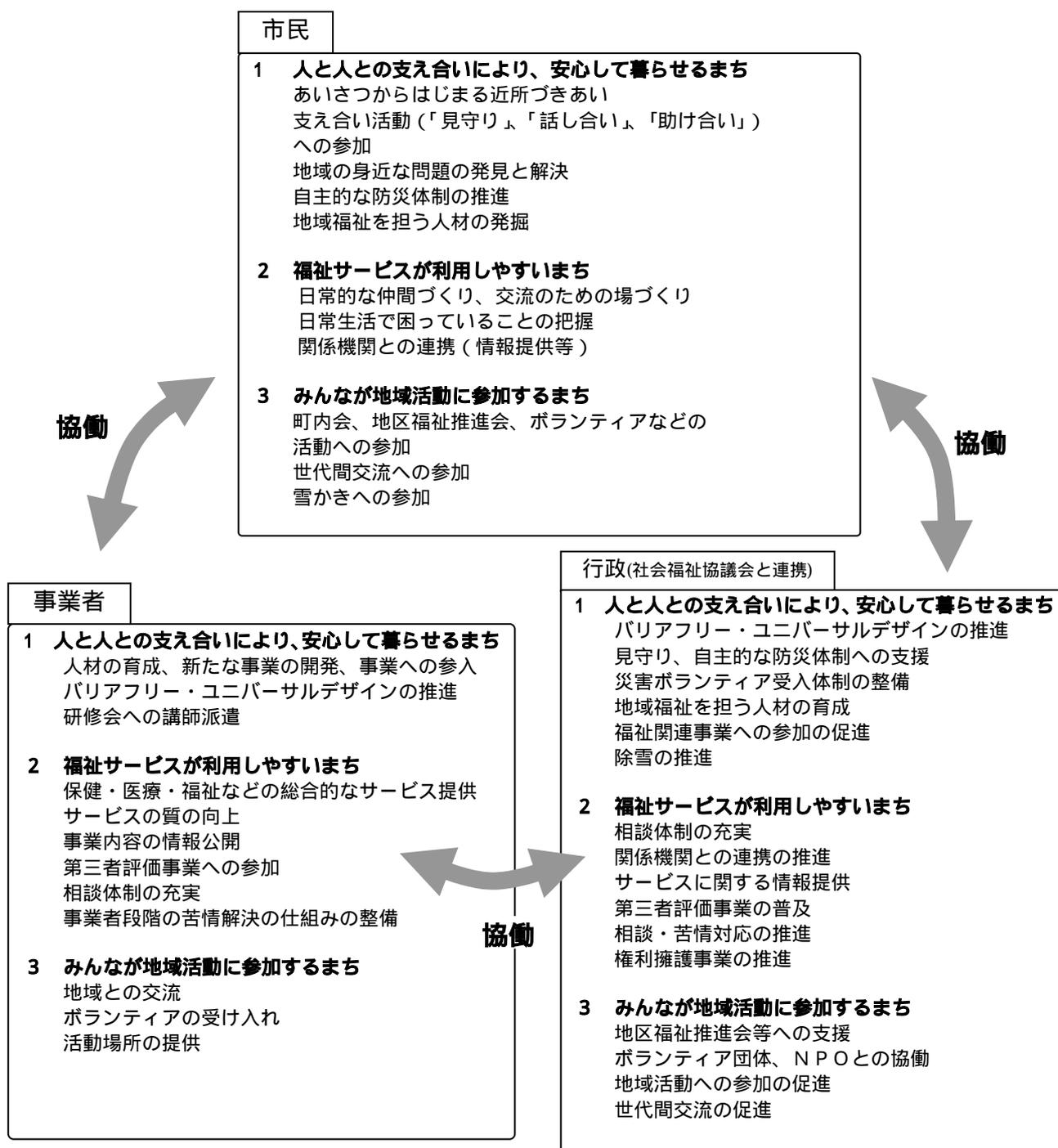
計画の推進

第4章 計画の推進

1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、市民、事業者、行政による協働が必要となります。市民、事業者、行政それぞれの主な役割を例示すると次のようになります。

市民、事業者、行政の主な役割の例示



2 社会福祉協議会との連携による計画の推進

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するため、地域に密着しながら地区福祉推進会育成事業など、さまざまな事業を行っています。

社会福祉法の改正において、地域福祉の推進が社会福祉の理念と規定され、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

本計画を推進するにあたっては、各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

今後、社会福祉協議会と行政とが連携しながら、本計画を推進します。

3 計画の評価

地域福祉計画の評価としては、アンケート調査における地域福祉に関する満足度の割合（「地域に支えられたと感じたことがある」と答えた人の割合）等が指標となります。

地域福祉計画の推進にあたっては、その実効性を確保するため、5年後の見直しの際にアンケート調査を実施し、計画の評価を行います。